

## 第1章 現況把握・分析

## 1-1 現況調査

## (1) 五條市の概要

## 1) 位置

《県の南西部、大阪府・和歌山県の接点に位置しています。》

本市は県の南西部にあり、大阪府・和歌山県との接点に位置しています。北は御所市、大阪府河内長野市、千早赤阪村、西は野迫川村、和歌山県橋本市、高野町、東は大淀町、下市町、黒滝村、天川村、上北山村、南は十津川村に接しています。

行政区域は南北に約15km、東西に約5～6kmの細長い形状で、面積は292.02km<sup>2</sup>、県の7.9%を占めています。

《古くから交通の要衝になっています。》

本市には、和歌山につながる「紀州街道」、大阪につながる「河内街道」、奈良につながる「下街道」、三重につながる「伊勢街道」、本市を南北に貫く「西熊野街道」、さらにはかつて水運で盛んであった紀の川（吉野川、以下本文及び図表を含めて「吉野川」という。）などがあり、交通の要衝として古くから多くの人々や文化の往来を育んできました。

鉄道は、JR和歌山線により大阪市、奈良市、和歌山市の各方面と結ばれています。

広域的な幹線道路として、国道24号、168号、310号、370号が通るほか、京都・奈良・和歌山を結ぶ京奈和自動車道の整備が進められ、本市域については暫定供用しています。将来的には、紀伊半島を縦断する五條新宮道路、本市と三重県松阪市を結ぶ東海南海連絡道がクロスするまちとして期待されています。

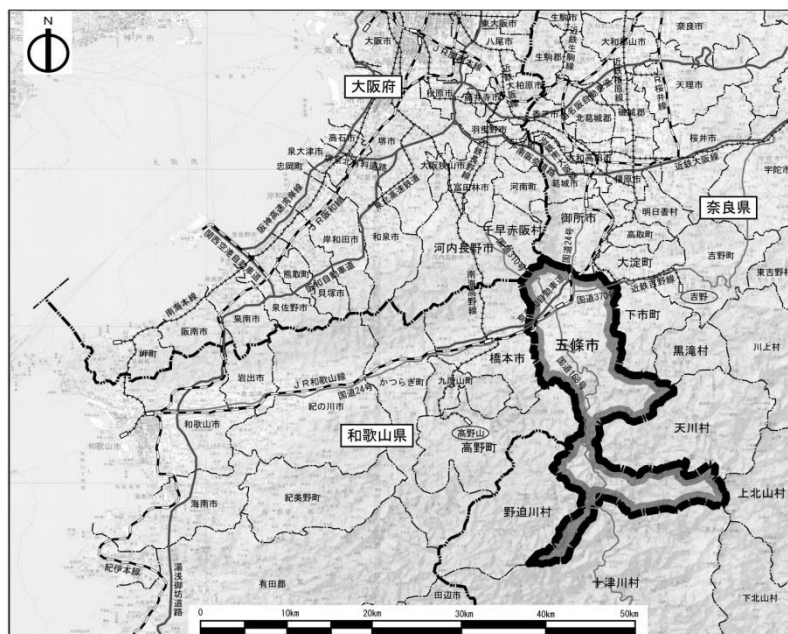


図1-1 位置図 [資料：国土地理院 地形図]

## 2) 沿革・歴史的条件

《古代、南北朝時代からの史跡など数多くの歴史的資源があります。》

本市域において、東阿田町の稲口遺跡をはじめとする縄文遺跡や、火打遺跡をはじめとする弥生時代の遺跡など、吉野川沿いに縄文時代・弥生時代の遺跡が多く分布しています。

また、奈良時代に建立された国宝八角堂のある柴山寺をはじめとした神社仏閣、南朝ゆかりの賀名生皇居跡、北畠親房公の墳墓、大塔宮遺跡などの史跡、古墳等の貴重な歴史的資源が数多く分布しています。

《五街道が集まる要衝にあり、このことが「五條」の名の由来の一説といわれています。》

江戸時代の五條は奈良盆地とは下街道で結ばれ、東に伊勢街道、南へ西熊野街道（十津川街道）、西に紀州街道、北に河内街道の五街道が集まる要衝にあり、一説には、このことが「五條」の名の由来といわれています。

紀州藩の参勤交代や高野山詣り、大峯山詣りなど四方の旅客が行き来し、吉野川を利用する水運の便が良く、交通の中心地として物資が五條に集まり、宿場町、市場町としての近世の五條のまちが確立しました。

市の中心部に幕府の代官所が設置されるなど、このころから南和地域の政治的中心地としての役割を果たしてきました。

紀州街道筋の五條新町地区には古い町並みが存在し、建築年代の判明している民家としては日本一古い民家が残し、歴史的町並み保存などが進められています。この地区は「伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの」と認められ、平成 22 年 12 月 24 日に文部科学省文化庁より全国で 88 番目の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されました。

また、明治維新のさきがけとなった天誅組義挙の地であり、市内各地に史跡などがあります。

南部地域は西熊野街道と、西の高野山と東の大峯山・金峰山を結ぶ高野・大峯往還の交差点に位置し、吉野と熊野を結ぶ「大峯奥駈道」を含む「紀伊山地の霊場と参詣道」は平成 16 年に世界遺産として登録されました。

《昭和の合併で五條市が誕生し、平成の合併では 1 市 2 村が合併して新しい五條市になりました。》

昭和 32 年（1957 年）10 月 15 日に五條町、牧野村、北宇智村、宇智村、大阿太村、南阿太村、野原町、阪合部村の宇智郡 8 町村が合併して五條市となり、昭和 34 年（1959 年）1 月 1 日に南宇智村を編入し、平成 17 年 9 月 25 日に五條市、西吉野村、大塔村の 1 市 2 村が合併して新しい五條市になりました。

### 3) 自然・文化的条件

#### ①地 形

《旧五條市地区は吉野川の河岸段丘、西吉野・大塔地区は山岳地帯となっています。》

本市の旧五條市地区は県の中央部を流れる吉野川の中ほどに開けたまちで、北に金剛山、南は吉野連山に囲まれ、西流する吉野川を中心に中小の複雑な河岸段丘が盆地状に取り巻く地形になっています。

西吉野・大塔地区は紀伊半島の中央部、大峯山系と護摩壇山系との間に位置し、1,000mから1,900mの山岳によって囲まれています。地形は、高低起伏に富んだ壮年期の地形をなしています。急峻な山岳が重なり、なかでも東境には、近畿の屋根と称される大峯山脈がそびえ、急流熊野川は蛇行しつつ南流し、その本支流の河谷はいずれもV字形に浸食しています。(図1-2)

#### ②水 系

《旧五條市地区の大部分が吉野川流域、西吉野・大塔地区は吉野川流域と熊野川流域となっています。》

旧五條市地区は紀の川(吉野川)水系に属しています。吉野川は大台ヶ原に源を發し、澄んだ豊かな水はとうとうと流れ、沿岸には多くの景勝地があります。

西吉野・大塔地区は吉野川流域と天辻峠を境とし、急流熊野川(新宮川水系)が南方の十津川村方面へと流れ、十津川郷とともに奥吉野の地としての特色を長く保ってきました。

#### ③地 質

《吉野川沿いの盆地や丘陵地は未固結堆積物や半固結堆積物が占め、北側の山地は花崗岩や礫岩層、南側の山地は泥質片岩、頁岩が占めています。》

五條市付近の地質は、中央構造線を境に、中央帯と北部の内帯(領家変成帯)、南部の外帯(四万十累帯)に分かれています。

吉野川沿いの低地等は礫がち堆積物、扇状地状礫がち堆積物の未固結堆積物が占めています。この北側の丘陵地は花崗岩質砂と花崗岩礫を主とする礫層(半固結堆積物)が占めています。

北部の山地は花崗岩(領家変成岩類)と礫岩層(固結堆積物-和泉層群)が占め、南部は五條地区の山林を中心に泥質片岩(三波川変成岩類)、西吉野地区や大塔地区を頁岩(固結堆積物-四万十累層群)が占めています。

#### ④災害履歴

《豪雨による土砂災害、水害の被害を頻繁に受け、平成23年の紀伊半島大水害では甚大な被害を受けました。》

紀伊半島の山間部は全国屈指の多雨地帯であり、有史以来、度々の豪雨による土砂災害、洪水の被害を受けてきましたが、平成23年台風12号による「紀伊半島大水害」では、本市、特に大塔地区において、大規模な土砂災害が発生し、甚大な被害を受けました。



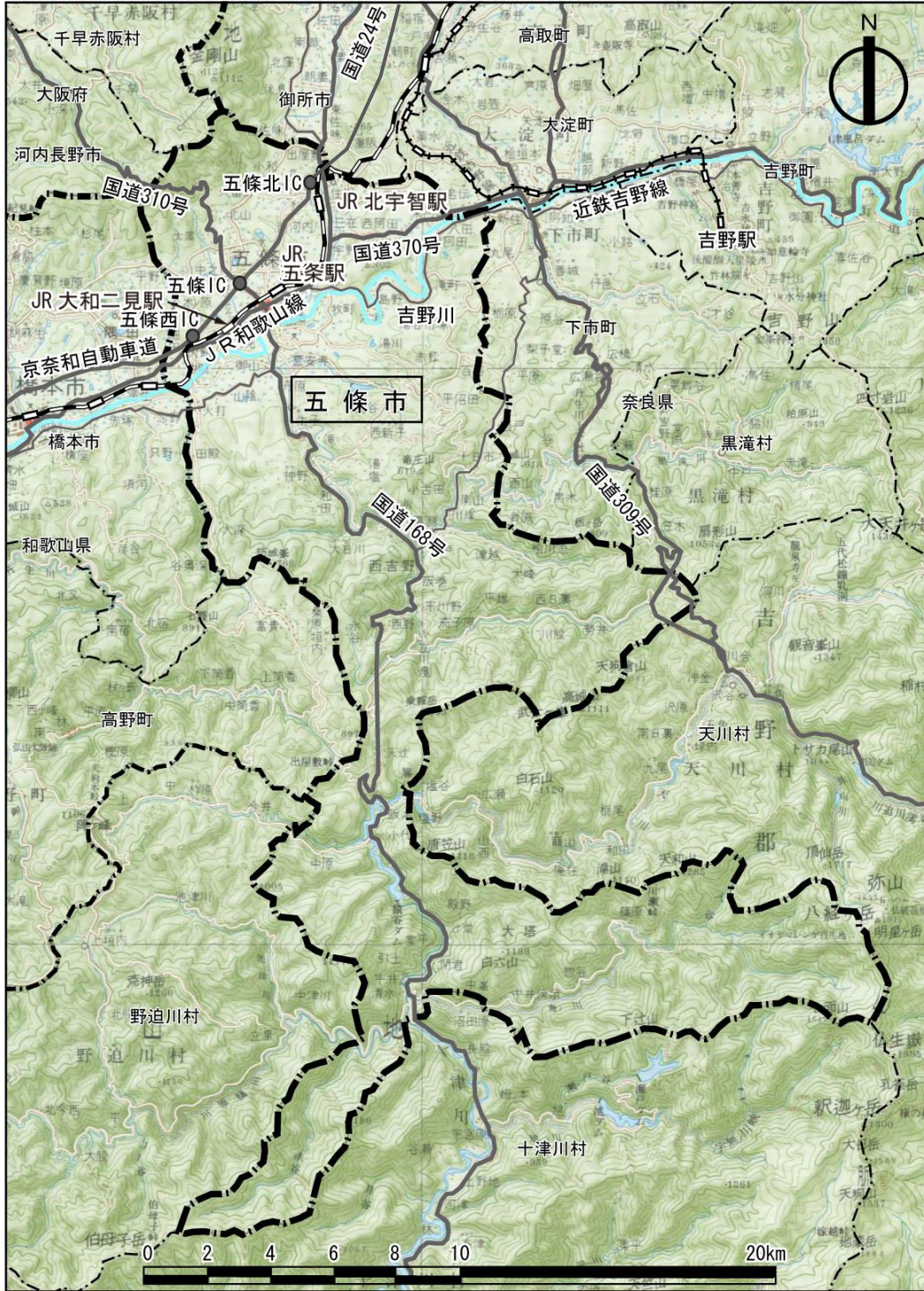


図1-2 地形図〔資料：国土地理院 地形図〕



## ⑤気 候

《気象庁による五條市北部地域は温暖な瀬戸内型気候、五條市南部地域は夏季に降水が多く冬季に寒冷な気候となっています。》

北部地域では比較的温暖で少雨であり、瀬戸内型気候を示しています。

一方、南部地域では山地で標高が高いことから、夏季は降水量が多く、気温は奈良盆地よりは低く、冬季は寒冷で降雪があります。

## ⑥文化財

《105 件の文化財があり、文化的資源に恵まれています。(平成 27 年 3 月 27 日現在)》

本市には文化財として国指定文化財が 28 件、県指定(選定)文化財が 29 件、市指定文化財が 35 件あります。また、国登録文化財(建造物)が 13 件あります。

代表的な文化財として、吉野川を眼下に望む榮山寺は藤原南家の菩提寺として鎌倉時代になるまで栄華を得ました。この榮山寺には、法隆寺夢殿とともに奈良時代を代表する「八角堂」(国宝)や宇治平等院の鐘とともに「平安三絶」の鐘に数えられる「梵鐘」(国宝)があるほか、七重塔、石灯籠、装飾画、神仏像が国指定文化財になっています。

新町通り近くの国道 168 号西側には栗山家住宅があり、江戸時代初期の慶長 12(1607)年築と判明し、建築年代の判る民家では日本最古といわれています。これは、国指定の重要文化財になっています。また、五條新町地区は「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されています。

また、「二見の大ムク」は二見 4 丁目の民家の庭にあり、目通りの幹周は 8.5m、高さは約 15m で大きく枝葉を繁らせています。これは、国指定の天然記念物になっています。

国登録文化財は、近世の建物である藤岡家(近内町)及び平井医院(今井町)が建造物に登録されています。

## (2) 人口動向

### 1) 人口・世帯数の概要

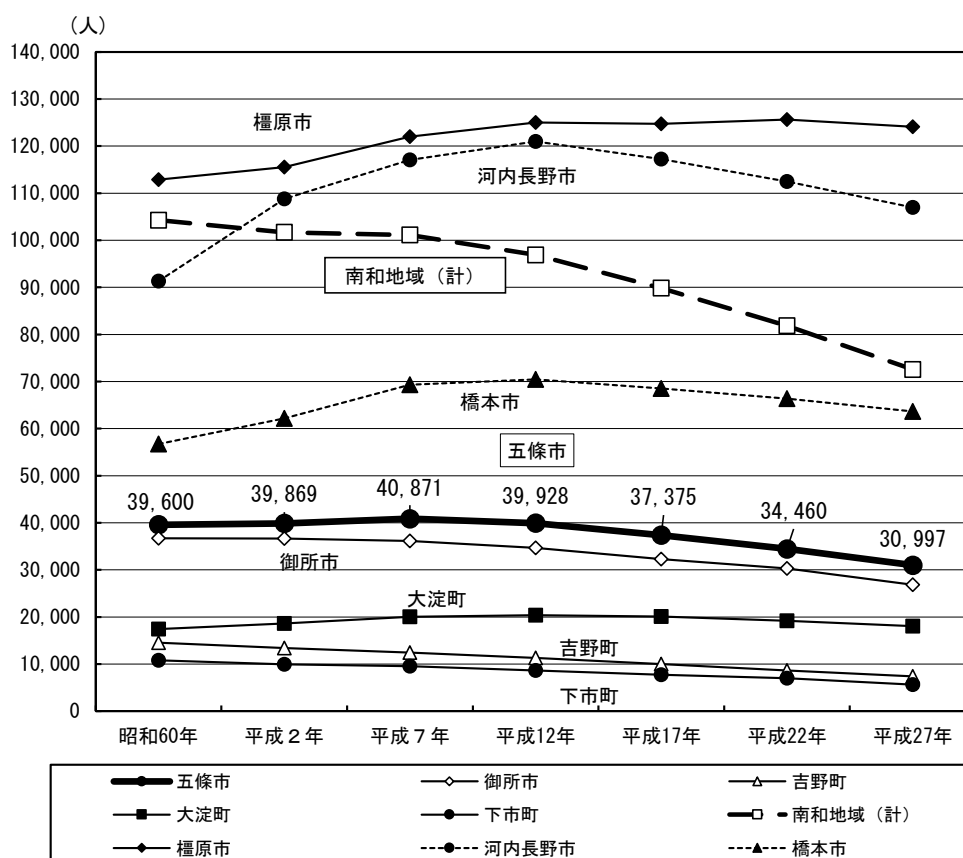
#### ①人口

《本市の人口は約3万1千人で、南和地域の中で最大規模を有しています。》

本市の人口は平成27年（国勢調査）において30,997人で、南和地域（本市及び吉野郡）の中で最も大きい人口規模を有しています。一方、周辺都市と比較すると、隣接する御所市を上回っていますが、橿原市、河内長野市（大阪府）、橋本市（和歌山県）を下回っています。（図1-3）

《本市の人口推移は、平成7年以降で減少に転じています。》

本市の人口推移は平成7年をピークに減少の傾向にあり、昭和60年を100とした指数は平成27年では78.3になっています。この推移傾向は南和地域の同値（69.6）を上回っているものの、県全体の同値（104.6）を下回っています。（表1-1）



（資料：国勢調査）

図1-3 本市及び周辺都市の人口推移

表1-1 本市及び周辺都市の人口推移

市町村名	区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
五條市	人口(人)	39,600	39,869	40,871	39,928	37,375	34,460	30,997
	指数(%)	100.0	100.7	103.2	100.8	94.4	87.0	78.3
吉野町	人口(人)	14,541	13,421	12,427	11,318	9,984	8,642	7,399
	指数(%)	100.0	92.3	85.5	77.8	68.7	59.4	50.9
大淀町	人口(人)	17,453	18,633	20,015	20,376	20,070	19,176	18,069
	指数(%)	100.0	106.8	114.7	116.7	115.0	109.9	103.5
下市町	人口(人)	10,801	9,950	9,532	8,670	7,737	7,020	5,664
	指数(%)	100.0	92.1	88.3	80.3	71.6	65.0	52.4
小計(市町部)	人口(人)	82,395	81,873	82,845	80,292	75,166	69,298	62,129
	指数(%)	100.0	99.4	100.5	97.4	91.2	84.1	75.4
黒滝村	人口(人)	1,550	1,472	1,324	1,194	1,076	840	660
	指数(%)	100.0	95.0	85.4	77.0	69.4	54.2	42.6
天川村	人口(人)	2,731	2,519	2,310	2,104	1,800	1,572	1,354
	指数(%)	100.0	92.2	84.6	77.0	65.9	57.6	49.6
野迫川村	人口(人)	1,213	926	875	783	743	524	449
	指数(%)	100.0	76.3	72.1	64.6	61.3	43.2	37.0
十津川村	人口(人)	6,001	5,516	5,202	4,854	4,390	4,107	3,508
	指数(%)	100.0	91.9	86.7	80.9	73.2	68.4	58.5
下北山村	人口(人)	1,589	1,514	1,370	1,292	1,212	1,039	895
	指数(%)	100.0	95.3	86.2	81.3	76.3	65.4	56.3
上北山村	人口(人)	1,123	1,046	1,023	915	802	683	512
	指数(%)	100.0	93.1	91.1	81.5	71.4	60.8	45.6
川上村	人口(人)	3,481	3,093	2,821	2,558	2,045	1,643	1,313
	指数(%)	100.0	88.9	81.0	73.5	58.7	47.2	37.7
東吉野村	人口(人)	4,187	3,723	3,336	2,909	2,608	2,143	1,745
	指数(%)	100.0	88.9	79.7	69.5	62.3	51.2	41.7
小計(村部)	人口(人)	21,875	19,809	18,261	16,609	14,676	12,551	10,436
	指数(%)	100.0	90.6	83.5	75.9	67.1	57.4	47.7
南和地域 合計	人口(人)	104,270	101,682	101,106	96,901	89,842	81,849	72,565
	指数(%)	100.0	97.5	97.0	92.9	86.2	78.5	69.6
奈良県	人口(人)	1,304,866	1,375,481	1,430,862	1,442,795	1,421,310	1,400,728	1,364,316
	指数(%)	100.0	105.4	109.7	110.6	108.9	107.3	104.6
橿原市	人口(人)	112,888	115,554	121,988	125,005	124,728	125,605	124,111
	指数(%)	100.0	102.4	108.1	110.7	110.5	111.3	109.9
御所市	人口(人)	36,693	36,644	36,119	34,676	32,273	30,287	26,868
	指数(%)	100.0	99.9	98.4	94.5	88.0	82.5	73.2
河内長野市 (大阪府)	人口(人)	91,313	108,767	117,082	121,008	117,239	112,490	106,987
	指数(%)	100.0	119.1	128.2	132.5	128.4	123.2	117.2
橋本市 (和歌山県)	人口(人)	56,755	62,156	69,329	70,469	68,529	66,361	63,621
	指数(%)	100.0	109.5	122.2	124.2	120.7	116.9	112.1
資料：国勢調査								



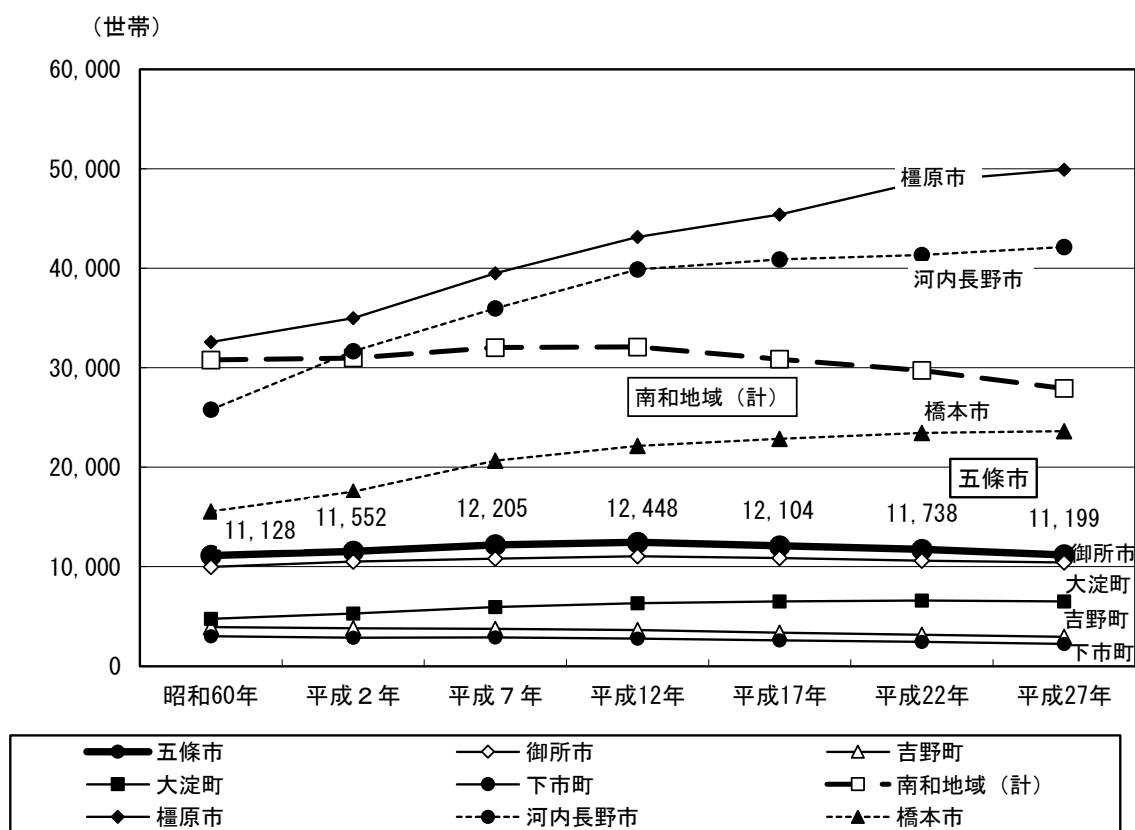
## ②世帯数

《本市の世帯数は約1万1千世帯で、平成12年以降で減少に転じています。》

本市の世帯数は平成27年（国勢調査）において11,199世帯で、昭和60年を100とした指数は100.6になり、平成12年をピークに減少に転じています。また、南和地域では、本市を上回る減少となっています。

一方、県全体では増加傾向が続き、周辺の橿原市、河内長野市（大阪府）、橋本市（和歌山県）でも引き続き増加していますが、増加率は鈍化の傾向があります。

（図1-4、表1-2）



（資料：国勢調査）

図1-4 本市及び周辺都市の世帯数推移

表1-2 本市及び周辺都市の世帯数推移

市町村名	区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
五條市	世帯数(世帯)	11,128	11,552	12,205	12,448	12,104	11,738	11,199
	指数(%)	100.0	103.8	109.7	111.9	108.8	105.5	100.6
吉野町	世帯数(世帯)	3,924	3,814	3,760	3,631	3,369	3,172	2,946
	指数(%)	100.0	97.2	95.8	92.5	85.9	80.8	75.1
大淀町	世帯数(世帯)	4,775	5,282	5,957	6,331	6,507	6,609	6,509
	指数(%)	100.0	110.6	124.8	132.6	136.3	138.4	136.3
下市町	世帯数(世帯)	3,009	2,875	2,899	2,774	2,602	2,434	2,232
	指数(%)	100.0	95.5	96.3	92.2	86.5	80.9	74.2
小計(市町部)	世帯数(世帯)	22,836	23,523	24,821	25,184	24,582	23,953	22,886
	指数(%)	100.0	103.0	108.7	110.3	107.6	104.9	100.2
黒滝村	世帯数(世帯)	505	497	464	442	413	357	311
	指数(%)	100.0	98.4	91.9	87.5	81.8	70.7	61.6
天川村	世帯数(世帯)	960	930	895	848	777	711	628
	指数(%)	100.0	96.9	93.2	88.3	80.9	74.1	65.4
野迫川村	世帯数(世帯)	618	359	360	387	335	249	227
	指数(%)	100.0	58.1	58.3	62.6	54.2	40.3	36.7
十津川村	世帯数(世帯)	2,101	2,041	2,020	1,912	1,830	1,831	1,578
	指数(%)	100.0	97.1	96.1	91.0	87.1	87.1	75.1
下北山村	世帯数(世帯)	763	766	681	648	622	559	517
	指数(%)	100.0	100.4	89.3	84.9	81.5	73.3	67.8
上北山村	世帯数(世帯)	497	449	439	412	373	361	270
	指数(%)	100.0	90.3	88.3	82.9	75.1	72.6	54.3
川上村	世帯数(世帯)	1,238	1,199	1,205	1,186	896	786	680
	指数(%)	100.0	96.8	97.3	95.8	72.4	63.5	54.9
東吉野村	世帯数(世帯)	1,273	1,215	1,153	1,085	1,034	935	830
	指数(%)	100.0	95.4	90.6	85.2	81.2	73.4	65.2
小計(村部)	世帯数(世帯)	7,955	7,456	7,217	6,920	6,280	5,789	5,041
	指数(%)	100.0	93.7	90.7	87.0	78.9	72.8	63.4
南和地域 合計	世帯数(世帯)	30,791	30,979	32,038	32,104	30,862	29,742	27,927
	指数(%)	100.0	100.6	104.0	104.3	100.2	96.6	90.7
奈良県	世帯数(世帯)	375,311	413,323	456,849	486,896	503,068	523,523	530,221
	指数(%)	100.0	110.1	121.7	129.7	134.0	139.5	141.3
橿原市	世帯数(世帯)	32,603	35,010	39,497	43,145	45,404	48,740	49,923
	指数(%)	100.0	107.4	121.1	132.3	139.3	149.5	153.1
御所市	世帯数(世帯)	9,995	10,510	10,824	11,041	10,861	10,603	10,415
	指数(%)	100.0	105.2	108.3	110.5	108.7	106.1	104.2
河内長野市 (大阪府)	世帯数(世帯)	25,809	31,683	35,980	39,888	40,900	41,339	42,144
	指数(%)	100.0	122.8	139.4	154.6	158.5	160.2	163.3
橋本市 (和歌山県)	世帯数(世帯)	15,551	17,547	20,655	22,164	22,860	23,468	23,635
	指数(%)	100.0	112.8	132.8	142.5	147.0	150.9	152.0
資料：国勢調査								

### ③区域区分別人口

《本市人口のうち、都市計画区域人口は約 90%、市街化区域人口は約 60%を占めています。》

本市の都市計画区域人口は平成 27 年において約 28,000 人で、本市全体の約 90%を占めています。また、市街化区域人口は約 18,700 人（本市全体の約 60%）、市街化調整区域人口は約 9,300 人（同約 30%）になっています。

人口推移をみると、都市計画区域人口は平成 7 年頃まで増加していましたが、これ以降は減少傾向にあります。市街化調整区域人口も平成 2 年頃までは増加していましたが、これ以降は減少傾向にあります。一方、市街化区域では平成 12 年頃までは増加していましたが、これ以降は減少に転じています。（表 1-3）

表 1-3 本市の都市計画区域及び区域区分別人口

区 分		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年（3月末）	
人口	行政区域	39,600	39,869	40,871	39,928	37,375	34,460	30,997	100.0%
	うち都市計画区域	33,449	34,095	35,321	34,895	32,975	30,722	28,000	90.3%
	市街化区域	20,494	20,566	21,980	22,456	20,577	19,280	18,700	60.3%
	市街化調整区域	12,955	13,529	13,341	12,439	12,398	11,442	9,300	30.0%
人口 推移	行政区域	1.00	1.01	1.03	1.01	0.94	0.87	0.78	
	うち都市計画区域	1.00	1.02	1.06	1.04	0.99	0.92	0.82	
	市街化区域	1.00	1.00	1.07	1.10	1.00	0.94	0.91	
	市街化調整区域	1.00	1.04	1.03	0.96	0.96	0.88	0.69	

資料：行政区域人口については、国勢調査結果（平成17年以前の数字は旧西吉野村、大塔村を含む）。

区域区分別人口については、昭和60年～平成22年は都市計画基礎調査、平成27年（3月末）が都市計画年報による。

### ④地区別人口

《地区別人口では、五條地区は全市の 18.7%を占め最大規模ですが、近年の減少が著しく、田園地区（18.5%）と拮抗するようになっています。また、大塔地区での人口が激減しています。》

地区別人口の推移をみると、平成 27 年において、五條地区が約 5,800 人で全市人口の 18.7%を占めていますが、平成 17 年（合併時点）から、約 1,800 人減少しています。一方、田園地区では人口が定着し、約 5,700 人と、五條地区に拮抗するようになりました。

また、他の地区はおおむね 1,500 人～4,000 人の規模で、微減傾向にあります。西吉野地区、大塔地区での人口減少が激しく、特に、大塔地区では、平成 17 年の合併前から、約 6 割の人口が減少しています。（図 1-5、表 1-4）



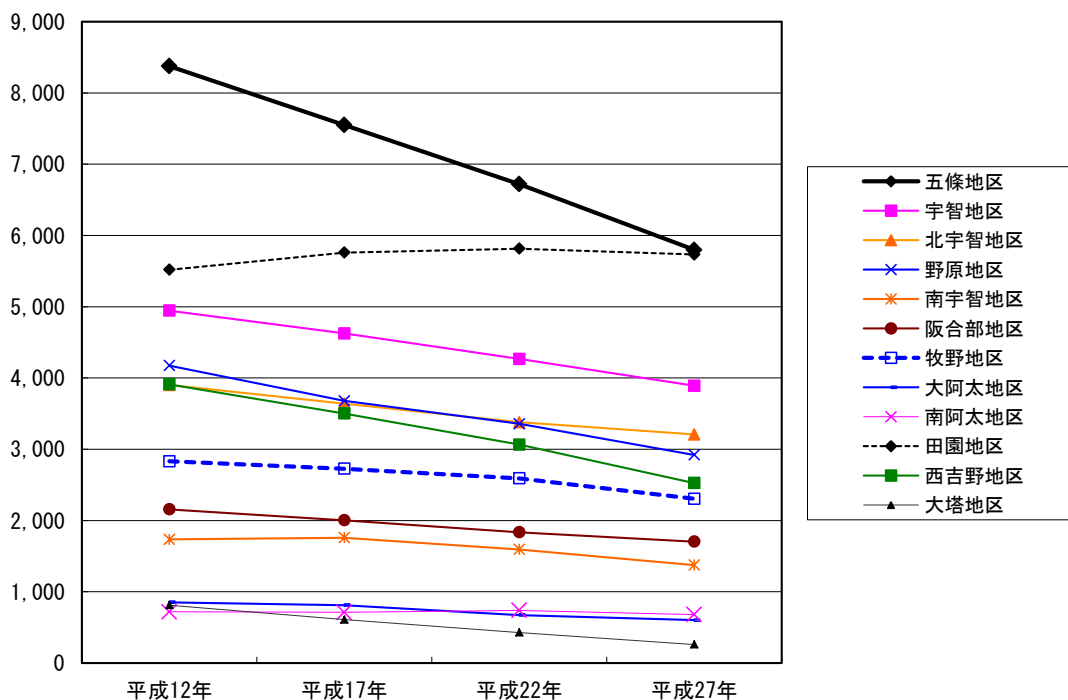


図1-5 地区別人口の推移

表1-4 本市の地区別人口の推移

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年		平成27年 ／12年	平成27年 ／17年
				人口	減少率		
五條地区	8,376	7,551	6,721	5,798	18.7%	69.2%	76.8%
宇智地区	4,945	4,625	4,267	3,890	12.5%	78.7%	84.1%
北宇智地区	3,901	3,641	3,379	3,208	10.3%	82.2%	88.1%
野原地区	4,173	3,679	3,357	2,921	9.4%	70.0%	79.4%
南宇智地区	1,735	1,758	1,594	1,375	4.4%	79.3%	78.2%
阪合部地区	2,156	2,003	1,834	1,704	5.5%	79.0%	85.1%
牧野地区	2,830	2,726	2,591	2,304	7.4%	81.4%	84.5%
大阿太地区	852	811	672	601	1.9%	70.5%	74.1%
南阿太地区	719	710	738	679	2.2%	94.4%	95.6%
田園地区	5,518	5,760	5,815	5,732	18.5%	103.9%	99.5%
西吉野地区	3,911	3,502	3,065	2,526	8.1%	64.6%	72.1%
大塔地区	812	609	427	259	0.8%	31.9%	42.5%
計	39,928	37,375	34,460	30,997	100.0%	77.6%	82.9%

資料：国勢調査

注) なつみ台は田園地区に算入

は、市平均より減少率が高い地区

## 2) 年齢階層別人口

《高齢人口比率は34.0%、年少人口比率は9.7%で少子高齢化が進行しています。》

本市の年齢3区分別人口は、平成27年（国勢調査）において、15歳未満の年少人口が3,019人（構成比9.7%）、15歳以上65歳未満の生産年齢人口が17,444人（同56.3%）、65歳以上の高齢人口が10,528人（同34.0%）です。（図1-6）

この年齢3区分別人口の構成比は、県全体と比較して年少人口で2.7ポイント、生産年齢で2.2ポイント低く、高齢人口で5.5ポイント高くなっています。（表1-5）

また、昭和60年以降の推移をみると、高齢人口は増加し、年少人口と生産人口は減少する傾向にあり、少子高齢化が進行しています。

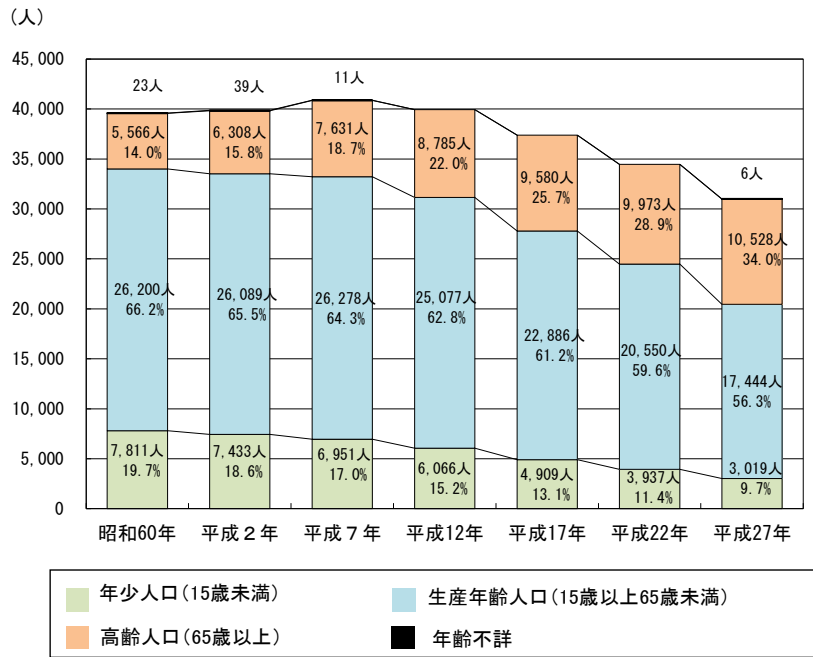


図1-6 年齢3区分別人口の推移

表1-5 年齢3区分別人口の推移

区分		計	年少人口	生産年齢人口	高齢人口	年齢不詳	
五 條 市	昭和60年	人口(人)	39,600	7,811	26,200	5,566	23
		構成比(%)	100.0	19.7	66.2	14.0	0.1
	平成2年	人口(人)	39,869	7,433	26,089	6,308	39
		構成比(%)	100.0	18.6	65.5	15.8	0.1
	平成7年	人口(人)	40,871	6,951	26,278	7,631	11
		構成比(%)	100.0	17.0	64.3	18.7	0.0
	平成12年	人口(人)	39,928	6,066	25,077	8,785	0
		構成比(%)	100.0	15.2	62.8	22.0	0.0
	平成17年	人口(人)	37,375	4,909	22,886	9,580	0
		構成比(%)	100.0	13.1	61.2	25.7	0.0
	平成22年	人口(人)	34,460	3,937	20,550	9,973	0
		構成比(%)	100.0	11.4	59.6	28.9	0.0
	平成27年	人口(人)	30,997	3,019	17,444	10,528	6
		構成比(%)	100.0	9.7	56.3	34.0	0.0
(奈良県) 平成27年		1,364,316	168,970	796,552	388,614	10,180	
		100.0	12.4	58.5	28.5	0.7	

資料：国勢調査

### 3) 人口の流動状況

《15歳以上の通勤・通学者数は若干ですが流入が流出を上回っています。》

本市の15歳以上の就業者・通学者は、平成27年において、常住する人口が16,347人で、総人口30,997人の52.7%に相当します。このうち、市外への流出者数（本市に定住し、市外で就業・通学する者数）が5,824人（35.6%）です。また、本市を従業・通学地とする者は16,608人で、うち市外からの流入者数（本市で就業・通学し、市外に定住する者）が6,032人（36.3%）で、流入者数が流出者数を208人上回り、わずかながら流入超過となっています。（表1-6）

《橿原市、御所市、橋本市等とは相互に、大阪市には流出人口が多くなっています。》

本市の就業者・通学者の流出先は、橋本市717人（流出率4.4%）で、次いで大阪市621人（3.8%）、御所市605人（3.7%）等となっています。近年の傾向では、大阪市への流出が顕著に見られます。流入元は橋本市が最も多い1,584人（流入率9.5%）、次いで橿原市650人（3.9%）、大淀町637人（3.8%）等となっています。（表1-7）

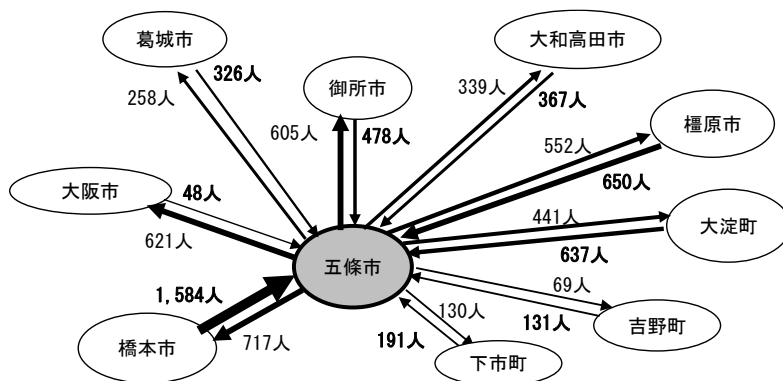


図1-7 15歳以上通勤・通学者の流出先・流入元

表1-6 15歳以上の通勤通学による人口流動（平成27年）

常住地による就業者・通学者数（人） A	流出数（人） B	流出率（%） B/A	従業地による就業者・通学者数（人） C	流入数（人） D	流入率（%） D/C	流入超過数（人） D-B	流入超過率（%） (D-B)/A
16,347	5,824	35.6	16,608	6,032	36.3	208	1.3

表1-7 流入・流出数が上位の市町村

流入

	第1位			第2位			第3位			第4位			第5位		
	市町村名	流入数（人）	流入率（%）	市町村名	流入数（人）	流入率（%）	市町村名	流入数（人）	流入率（%）	市町村名	流入数（人）	流入率（%）	市町村名	流入数（人）	流入率（%）
平成17年	橋本市	1,298	7.0	橿原市	531	2.8	大淀町	516	2.8	御所市	493	2.6	大和高田市	340	1.8
平成27年	橋本市	1,584	9.5	橿原市	650	3.9	大淀町	637	3.8	御所市	478	2.9	大和高田市	367	2.2

流出

	第1位			第2位			第3位			第4位			第5位		
	市町村名	流出数（人）	流出率（%）	市町村名	流出数（人）	流出率（%）	市町村名	流出数（人）	流出率（%）	市町村名	流出数（人）	流出率（%）	市町村名	流出数（人）	流出率（%）
平成17年	御所市	658	3.3	橿原市	615	3.1	橋本市	581	2.9	大淀町	472	2.4	大和高田市	409	2.1
平成27年	橋本市	717	4.4	大阪市	621	3.8	御所市	605	3.7	橿原市	552	3.4	大淀町	441	2.7



### (3) 産業動向

#### 1) 産業別事業所の概要

《第2次・第3次産業共に平成8年以降で事業所数、従業者数共に減少しています。》

産業の推移をみると、第2次、第3次産業では従業者数が昭和61年から増加してきましたが、平成8年以降は減少傾向になっています。

事業所数は、昭和61年以降で緩やかな減少傾向にあり、特に第3次産業の事業所数は平成13年～26年の間に大きく減少しています。(表1-8、図1-8、図1-9)

表1-8 事業所数、従業者数の推移

区分		昭和61年	平成3年	平成8年	平成13年	平成18年	平成26年
事業所数 (事業所)	総数	2,281	2,228	2,203	2,149	1,857	1,565
	第1次産業	3	0	4	6	4	10
	第2次産業	539	513	529	507	426	363
	第3次産業	1,739	1,715	1,670	1,636	1,427	1,192
従業者数 (人)	総数	12,490	13,718	15,493	14,619	13,710	13,086
	第1次産業	31	0	47	89	116	86
	第2次産業	4,331	4,603	5,641	5,294	4,694	4,162
	第3次産業	8,128	9,115	9,805	9,236	8,900	8,838

資料：事業所・企業統計調査（H18）、経済センサス（H26） 大分類区分は、経済センサスによる

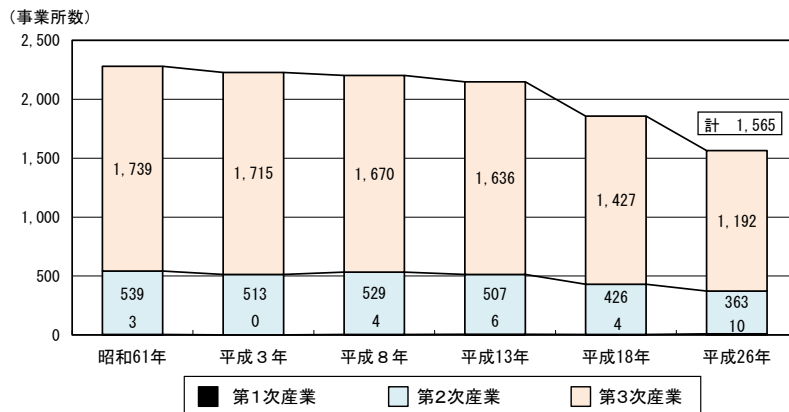


図1-8 事業所数の推移

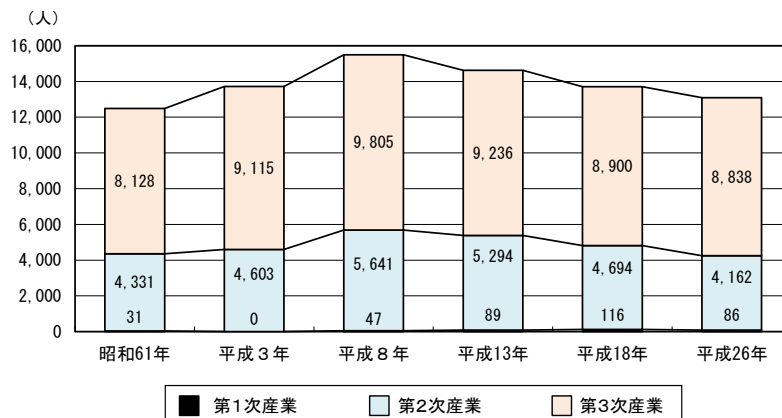


図1-9 従業者数の推移

《産業別従業者数は、製造業、卸・小売業、医療・福祉の従業者が多くなっています。》

産業大分類別の従業者数は、平成26年において、第1次産業が86人、第2次産業が4,162人、第3次産業が8,838人で、第3次産業従業者が全体の約67.5%を占めています。

中分類別従業者数では、製造業が3,252人（構成比24.9%）で最も多く、次いで卸・小売業2,214人（同16.9%）、医療・福祉2,039人（同15.6%）等となっています。全体的に従業者数が落ち込む中で、医療・福祉が伸びています。（図1-10、表1-9）

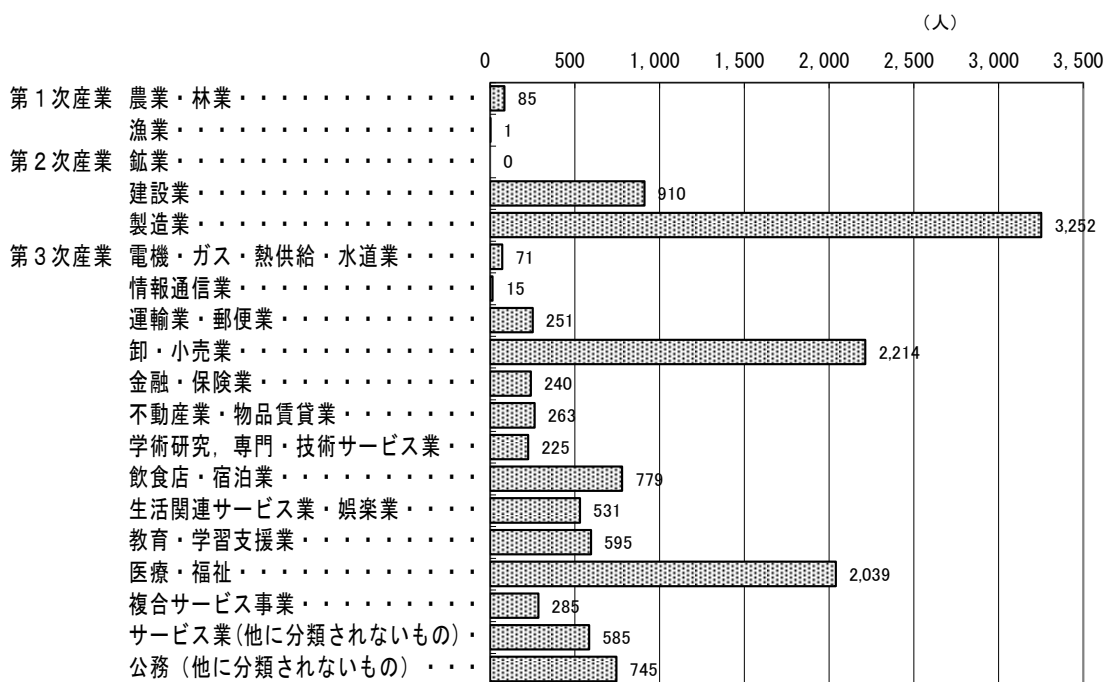


図1-10 産業大分類別従業者数 (平成26年)

表1-9 産業中分類別事業所数・従業者数の推移 (平成18年～平成26年)

区分	平成18年				平成26年				H26/H18 従業者数 伸び率
	事業所数 (事業所)	構成比	従業者数 (人)	構成比	事業所数 (事業所)	構成比	従業者数 (人)	構成比	
総数	1,857	100.0	13,710	100.0	1,565	100.0	13,086	100.0	0.95
第1次産業	4	0.2	116	0.9	10	0.6	86	0.7	0.74
農業・林業	4	0.2	116	0.9	9	0.6	85	0.7	0.73
漁業	-	-	-	-	1	0.1	1	0.0	-
第2次産業	426	23.0	4,694	34.2	363	23.2	4,162	31.8	0.89
鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	226	12.2	1,211	8.8	179	11.4	910	7.0	0.75
製造業	200	10.8	3,483	25.4	184	11.8	3,252	24.9	0.93
第3次産業	1,427	76.8	8,900	64.9	1,192	76.2	8,838	67.5	0.99
電機・ガス・熱供給・水道業	4	0.2	50	0.4	6	0.4	71	0.5	1.42
情報通信業	3	0.2	16	0.1	2	0.1	15	0.1	0.94
運輸業・郵便業	21	1.1	258	1.9	25	1.6	251	1.9	0.97
卸・小売業	561	30.2	2,807	20.5	387	24.7	2,214	16.9	0.79
金融・保険業	22	1.2	239	1.7	24	1.5	240	1.8	1.00
不動産業・物品賃貸業	92	5.0	204	1.5	93	5.9	263	2.0	1.29
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	34	2.2	225	1.7	-
飲食店・宿泊業	187	10.1	810	5.9	142	9.1	779	6.0	0.96
生活関連サービス業・娯楽業	-	-	-	-	118	7.5	531	4.1	-
教育・学習支援業	60	3.2	673	4.9	49	3.1	595	4.5	0.88
医療・福祉	101	5.4	1,593	11.6	110	7.0	2,039	15.6	1.28
複合サービス事業	28	1.5	303	2.2	21	1.3	285	2.2	0.94
サービス業(他に分類されないもの)	318	17.1	1,395	10.2	150	9.6	585	4.5	0.42
公務(他に分類されないもの)	30	1.6	552	4.0	31	2.0	745	5.7	1.35

資料：事業所・企業統計調査（H18）、経済センサス（H26） 大分類区分は、経済センサスによる

## 2) 農業

《農家数、経営耕地面積とも減少傾向にあります。》

本市の農業は、平成27年において農家数が1,877戸、経営耕地面積が1,764haとなっています。

農家数は昭和60年以降で減少が続いています。経営耕地面積では樹園地が横ばいか微減ですが、田、畑が大きく減少し、全体では近年の減少が著しくなっています。

(図1-11、表1-10)

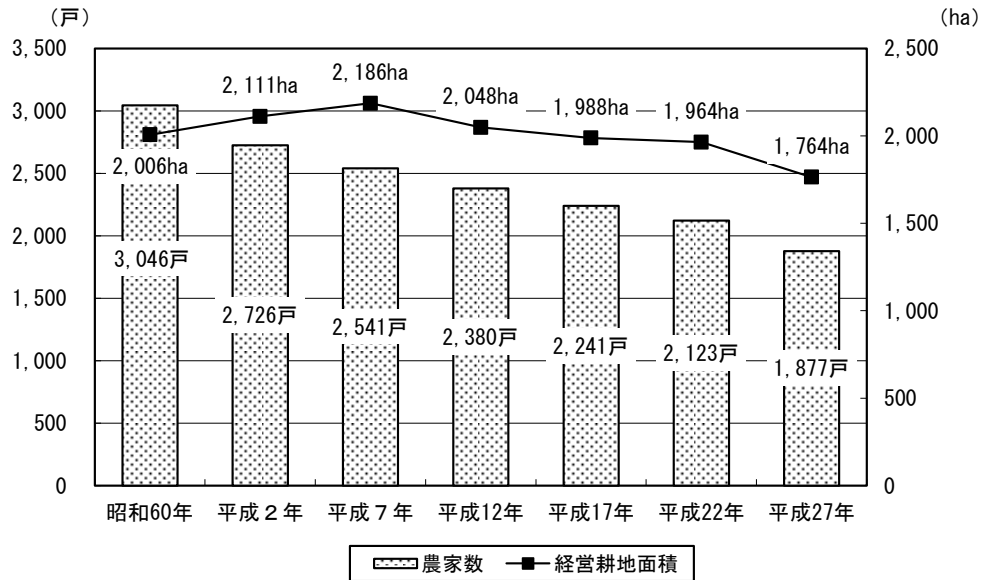


図1-11 農家数、経営耕地面積の推移

表1-10 農家数、経営耕地面積の推移

農家数及び経営耕地面積の推移

区分	農家数 (戸)						経営耕地面積 (ha)			
	総数	専業農家	兼業農家	第1種兼業農家	第2種兼業農家		総数	田	畑	樹園地
昭和60年	3,046	695	2,351	498	1,853		2,006	902	145	959
平成2年	2,726	620	2,106	399	1,707		2,111	815	132	1,164
平成7年	2,541	627	1,914	348	1,566		2,186	730	137	1,319
区分	総数	販売農家				自給的農家	経営耕地面積 (ha)			
		専業農家	兼業農家	第1種兼業農家	第2種兼業農家		総数	田	畑	樹園地
平成12年	2,380	466	1,288	295	993	626	2,048	665	90	1,293
平成17年	2,241	451	1,123	255	868	667	1,988	527	54	1,373
平成22年	2,123	466	992	197	795	665	1,964	530	93	1,384
平成27年	1,877	503	740	166	574	634	1,764	466	70	1,313

資料：農林業センサス

注：平成12年～27年の専業農家、兼業農家は販売農家についての集計であり、総数は販売農家と自給的農家の合計である。

平成17～27年の経営耕地面積において、総数は総農家の面積で、田等は農業経営体の面積であり、この合計は総数と一致しない。



3) 工業

《製造業では、事業所数は減少が続いていますが、従業者数、製造品出荷額等は平成15年以降増加傾向にあります。》

本市の工業を従業者4人以上の事業所で見ると、平成30年において、事業所数が77事業所、従業者数が3,175人、製造品出荷額等が約829億円になっています。

平成15年以降の推移をみると、事業所数は減少傾向が続いていますが、従業者数と製造品出荷額等は概ね増加傾向にあります。(図1-12、表1-11)

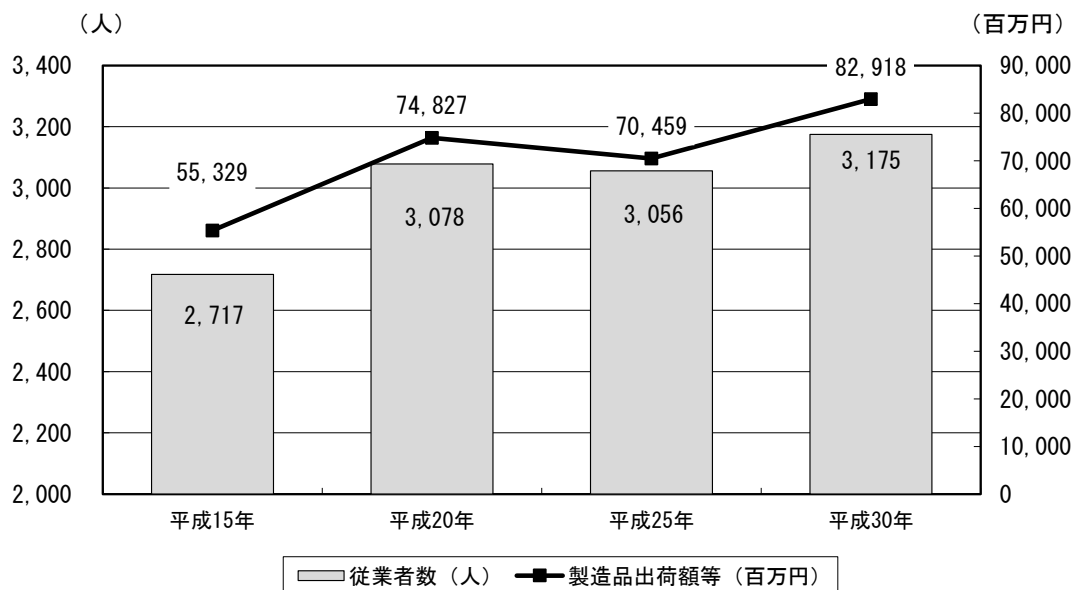


表1-11 工業の推移 (従業者4人以上の事業所)

区分	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (百万円)
平成15年	109	2,717	55,329
平成20年	111	3,078	74,827
平成25年	87	3,056	70,459
平成30年	77	3,175	82,918

資料：工業統計

図1-12 工業の推移 (従業者4人以上の事業所)

《主要な製造業は、木材・木製品、食料品製造業、プラスチック製品製造業等となっています。》

平成30年の製造品出荷額等は、木材・木製品製造業が約140億円（構成比16.9%）、食料品製造業が約97億円（同11.7%）、プラスチック製品製造業が約85億円（同10.3%）、化学工業が約80億円（同9.6%）で全体の約5割を占めています。

（表1-12）

表1-12 産業中分類別の内訳（平成30年）

区 分	製造品出荷額等 (百万円)	構成比 (%)
総 額	82,918	100.0
食料品製造業	9,668	11.7
飲料・たばこ・飼料製造業	X	X
繊維工業	687	0.8
木材・木製品製造業	14,016	16.9
家具・装備品製造業	X	X
パルプ・紙・紙加工品製造業	X	X
化学工業	7,988	9.6
プラスチック製品製造業	8,515	10.3
ゴム製品製造業	6,964	8.4
窯業・土石製品製造業	1,856	2.2
非鉄金属製造業	X	X
金属製品製造業	5,916	7.1
はん用機械器具製造業	4,293	5.2
生産用機械器具製造業	5,167	6.2
電気機械器具製造業	3,242	3.9
輸送用機械器具製造業	X	X
その他の製造業	1,937	2.3

資料：工業統計

※Xは秘匿値

《人口千人あたりの従業者数、製造品出荷額等は、県平均や周辺都市をおおむね上回っています。》

主要な周辺都市等と令和元年時点の人口千人あたりの数値を比較すると、従業者数、製造品出荷額等は県平均や周辺都市を上回っています。

表1-13 周辺都市等との比較（令和元年時点の人口千人あたり数値）

区分	五條市	吉野町	大淀町	下市町	黒滝村	天川村	野迫川村	十津川村	北山村	上北山村	川上村	東吉野村	奈良県	橿原市	御所市	河内 長野市	橋本市	
総 数	事業所数 (事業所)	76	35	34	16	2	4	1	3	4	2	7	12	1,835	131	80	88	121
	従業者数 (人)	3,019	443	705	415	15	22	4	37	24	23	141	187	61,888	5,453	2,170	2,958	2,553
	製造品 出荷額等 (百万円)	81,062	9,010	13,013	11,020	X	179	X	875	293	X	1,927	1,785	2,173,269	232,614	52,408	111,212	44,251
人口 千人 あたり	事業所数 (事業所)	2	5	2	3	3	3	2	1	4	4	5	7	1	1	3	1	2
	従業者数 (人)	97	60	39	73	23	16	9	11	27	45	107	107	45	44	81	28	40
	製造品 出荷額等 (百万円)	2,615	1,218	720	1,946	X	132	X	249	327	X	1,468	1,023	1,593	1,874	1,951	1,039	696
平成27年 人口(人)	30,997	7,399	18,069	5,664	660	1,354	449	3,508	895	512	1,313	1,745	1,364,316	124,111	26,868	106,987	63,621	

資料：工業統計（R1従業者4人以上の事業所）、人口（平成27年10月1日現在）国勢調査

#### 4) 商業

《卸・小売業は大きく減少、小売業は飲食料点小売業、その他小売業（家具・什器・医薬品・農耕品・燃料等）が中心となっています。》

本市の卸・小売業は、平成26年において、事業所数が343、従業者数が1,824人、年間販売額が約438億円になっています。このうち、小売業は事業所数が279、従業者数が1,342人、年間販売額が約181億円になっています。

小売業の推移をみると、事業所数、従業者数、年間販売額共に平成19年以降において大きく減少しています。（表1-14、図1-13）

小売業（平成26年）の内訳では、飲食料点小売業、その他小売業（家具・什器・医薬品・農耕品・燃料等）が事業所数、従業者数、年間販売額共に比重が大きくなっています。（表1-15、表1-16）

表1-14 商業（卸・小売業）の推移

区分	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間販売額 (百万円)
卸・小売業 (総数)	平成11年	688	3,135
	平成14年	628	3,014
	平成16年	528	2,573
	平成19年	511	2,595
	平成24年	355	1,786
	平成26年	343	1,824
うち、 小売業	平成11年	607	2,591
	平成14年	560	2,495
	平成16年	454	2,078
	平成19年	448	2,151
	平成24年	308	1,398
	平成26年	279	1,342

資料：商業統計

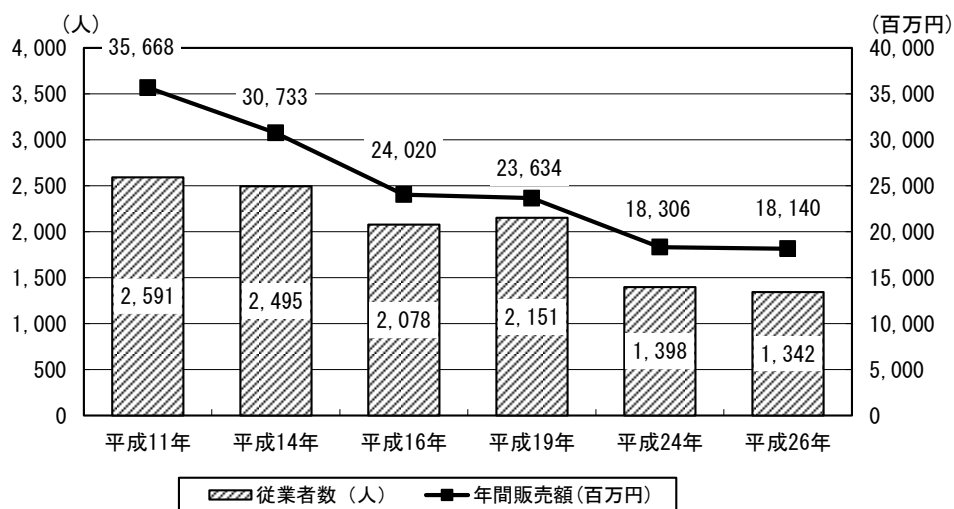


図1-13 小売業の従業者数・年間販売額の推移

表 1-15 小売業の事業所数、従業者数、年間販売額等【平成 26 年】

区分	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間販売額 (百万円)	売り場面積 (㎡)
小売業 計	279	1,342	18,140	32,733
各種商品小売業	2	130	X	X
織物・衣服・身の回り品小売業	34	104	931	3,962
飲食品小売業	99	478	4,845	6,482
機械器具小売業	38	155	2,158	2,575
その他の小売業	100	424	4,963	4,714
無店舗小売業	6	51	570	—

資料：商業統計表

X：数量が微細なもの

《人口千人あたり年間販売額は、県平均や隣接都市を下回っています。》

周辺都市等と平成 26 年時点の人口千人あたりの数値を比較すると、従業者数、売り場面積は県平均とほぼ同値ですが、年間販売額は県平均値や隣接する都市を下回り、特に橿原市・御所市・大淀町を下回っています。

表 1-16 周辺都市等との比較（平成 26 年時点の人口千人あたり数値）

区分	五條市	吉野町	大淀町	下市町	黒滝村	天川村	野迫川村	十津川村	下北山村	上北山村	川上村	東吉野村	奈良県	橿原市	御所市	河内長野市	橋本市	
小売業	事業所数 (事業所)	279	150	140	52	11	54	8	47	11	10	22	17	7,717	808	183	361	459
	従業者数 (人)	1,342	419	885	168	31	127	12	140	28	26	40	33	56,211	7,030	903	3,448	3,103
	年間販売額 (百万円)	18,140	2,517	13,550	1,839	153	667	116	1,438	286	318	217	194	1,066,487	149,839	19,145	64,967	54,003
	売り場面積 (㎡)	32,733	8,580	22,005	2,123	934	1,526	986	2,470	315	753	863	449	1,419,219	203,395	38,406	82,130	85,032
人口千人あたり	事業所数 (事業所)	9	20	8	9	17	40	18	13	12	20	17	10	6	7	7	3	7
	従業者数 (人)	43	57	49	30	47	94	27	40	31	51	30	19	41	57	34	32	49
	年間販売額 (百万円)	585	340	750	325	232	493	258	410	320	621	165	111	782	1,207	713	607	849
	売り場面積 (㎡)	1,056	1,160	1,218	375	1,415	1,127	2,196	704	352	1,471	657	257	1,040	1,639	1,429	768	1,337
平成27年 国調人口(人)	30,997	7,399	18,069	5,664	660	1,354	449	3,508	895	512	1,313	1,745	1,364,316	124,111	26,868	106,987	63,621	

資料：平成26年商業統計、人口（平成27年10月1日現在）国勢調査



(4) 土地利用状況

1) 土地利用現況

《宅地等の都市的土地利用は市街化区域で約74%を占めていますが、都市計画区域では約21%となっています。》

都市計画区域内の土地利用は、山林が約39%、農地が約29%で、これらの自然的土地利用が約79%を占め、都市的土地利用は約21%となっています。

市街化区域内の土地利用は、宅地、公共・公益施設用地、道路用地等の都市的土地利用が約74%を占めていますが、農地や山林等の自然的土地利用が約26%となっています。(表1-17)

表1-17 土地利用現況面積(都市計画区域、平成26年度時点)

市街化区分	自然的土地利用							都市的土地利用											合計		
	農地		小計	山林	水面	その他の自然	小計	住宅用地	商業用地		工業用地		小計	公益施設用地	道路用地	交通施設用地	公共空地	その他の公的施設用地		その他の空地	小計
	田	畑							a	b	a	b									
	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比		構成比	構成比
市街化区域	73.2	35.1	108.3	30.9	11.3	71.4	221.9	198.2	28.6	4.2	26.3	71.5	328.8	47.6	105.6	6.3	25.4	0.0	105.6	619.3	841.2
構成比	8.7%	4.2%	12.9%	3.7%	1.3%	8.5%	26.4%	23.6%	3.4%	0.5%	3.1%	8.5%	39.1%	5.7%	12.6%	0.7%	3.0%	0.0%	12.6%	73.6%	100.0%
市街化調整区域	1,035.0	973.8	2,008.8	2,815.8	213.0	484.7	5,522.3	233.9	19.9	2.8	46.2	21.0	323.8	75.8	235.6	5.1	48.8	0.0	223.4	912.5	6,434.8
都市計画区域	1,108.2	1,008.9	2,117.1	2,846.7	224.3	556.1	5,744.2	432.1	48.5	7.0	72.5	92.5	652.6	123.4	341.2	11.4	74.2	0.0	329.0	1,531.8	7,276.0
構成比	15.2%	13.9%	29.1%	39.1%	3.1%	7.6%	78.9%	5.9%	0.7%	0.1%	1.0%	1.3%	9.0%	1.7%	4.7%	0.2%	1.0%	0.0%	4.5%	21.1%	100.0%

注) a: 1ha未満のもの。 b: 1ha以上のもの。 四捨五入の関係から、合計値と合わない場合がある。 資料: 平成26年度 都市計画基礎調査  
 ※平成23年の線引きにより、現在の都市計画区域は7,283.0ha、市街化調整区域は6,441.8haになっています。

《平成16~26年の10年間の変化では、農地が減少し、宅地が増加しています。》

近年の土地利用構成の変化を見ると、市街化区域、都市計画区域とも、農地が減少し宅地が増加しています。

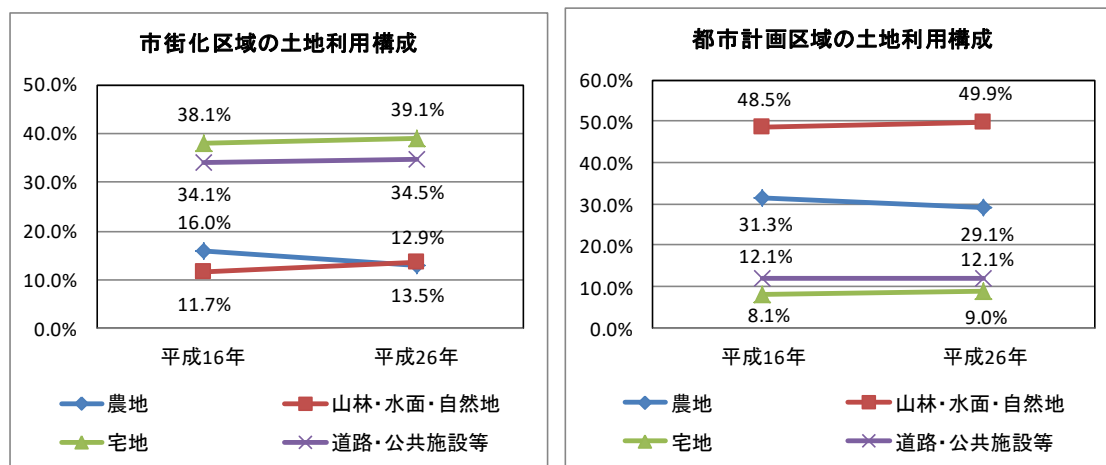


図1-14 平成16年~26年の土地利用構成の変化

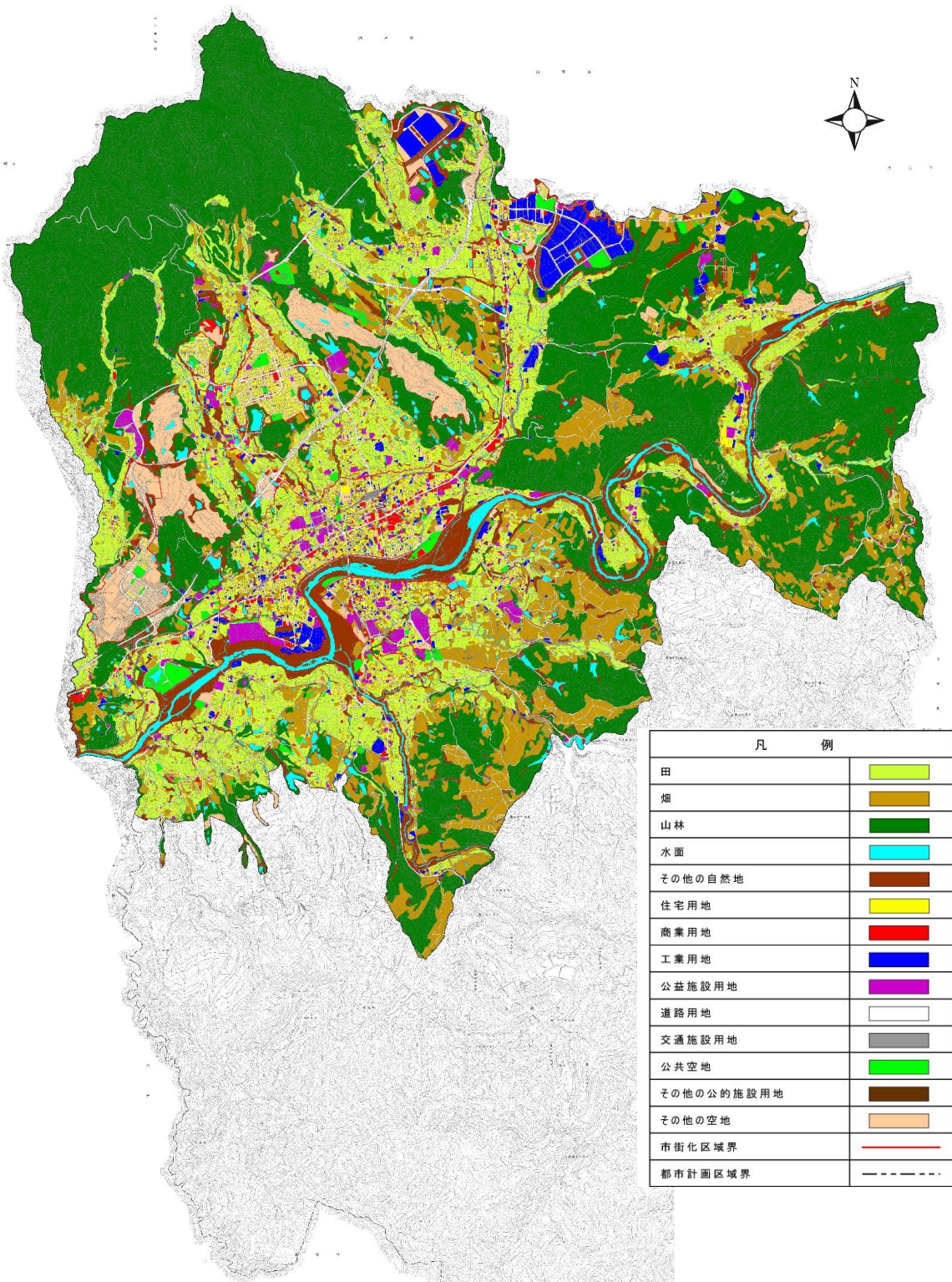


図 1-15 土地利用現況図【都市計画区域内】（出典：平成 26 年度都市計画基礎調査）

2) 都市計画及び関連法規制

《市街化区域の約60%（面積比）に住居系用途地域が指定されています。》

本市の一部は大和都市計画区域に指定され、行政区域（29,202ha）のうち7,283ha（24.9%）が都市計画区域になっています。

昭和45年12月に市街化区域並びに市街化調整区域の当初の区域区分（線引き）を行い、現在は都市計画区域の約11.5%にあたる約841haが市街化区域、約6,442haが市街化調整区域に指定されています。

市街化区域は、JR五条駅近傍と吉野川を挟んだ対岸の一角、丘陵部の住宅団地2か所、JR北宇智駅東側、五條北インター北側の丘陵部に指定され、市街化区域の住居系が約62%、商業系が約8%、工業系が約30%となっています。

近年では、平成23年5月に南大和テクノタウン(52.2ha)が市街化区域に編入され、工業地域に指定されている他、平成30年3月、新庁舎（住所：五條市岡口1丁目3番1号。以下「市役所」と表記。）建設計画に伴い、第1種住居地域（五條高校跡地2.2ha）が近隣商業地域に変更決定されています。（表1-18）

また、その他の地域地区では五條新町地区に「五條市五條新町伝統的建造物群保存地区（以下「五條新町地区」という。）」が指定されています。

その他、建築基準法第69条に定義される「建築協定」、「都市緑地保全法」に定められた「緑地協定」がテクノパークなら工業団地、南大和テクノタウンの2箇所に指定されています。

表 1-18 都市計画用途地域面積等

区 分	面積 (ha)	
	面積 (ha)	構成比 (%)
都市計画区域	7,283.0	—
市街化区域	841.2	100.0
第1種低層住居専用地域	209.3	24.9
第2種低層住居専用地域	0.3	0.0
第1種中高層住居専用地域	9.1	1.1
第2種中高層住居専用地域	16.2	1.9
第1種住居地域	263.7	31.3
第2種住居地域	16.5	2.0
準住居地域	2.3	0.3
近隣商業地域	16.8	2.0
商業地域	52.6	6.3
準工業地域	77.4	9.2
工業地域	177.0	21.0
市街化調整区域	6,441.8	—
伝統的建造物群保存地区	7.0	五條市五條新町 伝統的建造物群 保存地区 (2010.6.1選定)

資料：都市計画現況調査 平成30.3.31現在



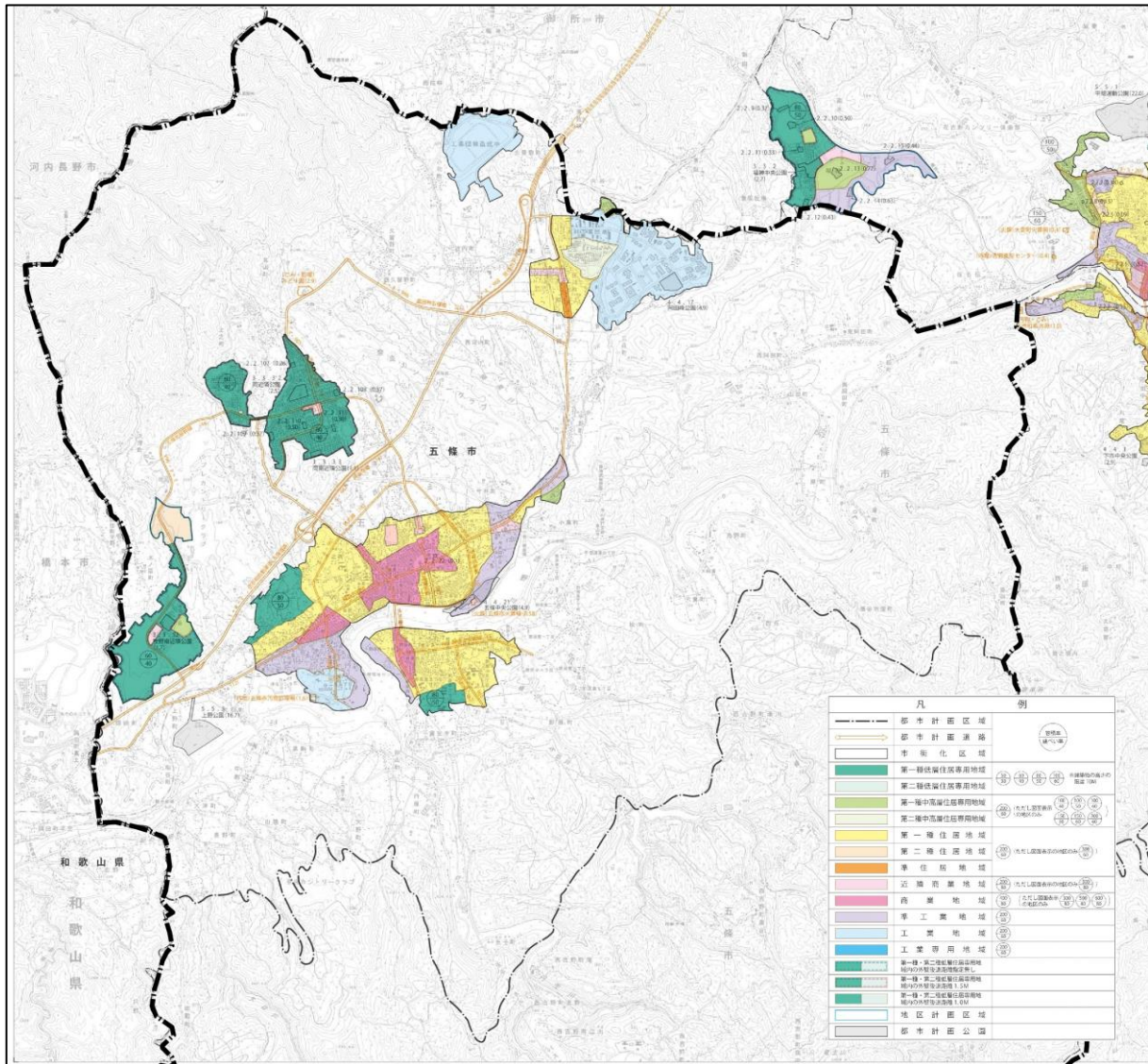


図1-16 都市計画図（平成30年時点）

その他の各種法規制としては、農業振興地域、地域森林計画対象民有林、国定公園、県立自然公園、景観保全地区等が指定されています。（表1-19）

表1-19 法指定面積（平成26年度時点）

地域・地区	名称	指定年月日	面積 (ha)
国定公園	金剛生駒紀泉国定公園	S33.4.10	512.0
県立自然公園	県立吉野川津風呂自然公園	S47.4.28	292.0
景観保全地区	金剛・葛城山麓景観保全地区	S47.10.2	550.0
	吉野川・丹生川景観保全地区	S47.10.2	485.0
	巨勢山景観保全地区	S47.10.2	4.0
環境保全地区	天神山・富之里環境保全地区	S47.10.2	429.0
農業振興地域	五條市農業振興地域	-	5,965.0
地域森林計画対象民有林	-	-	3,889.0
保安林	-	-	77.0
急傾斜地崩壊危険区域	-	-	10.4

資料：平成26年度 都市計画基礎調査



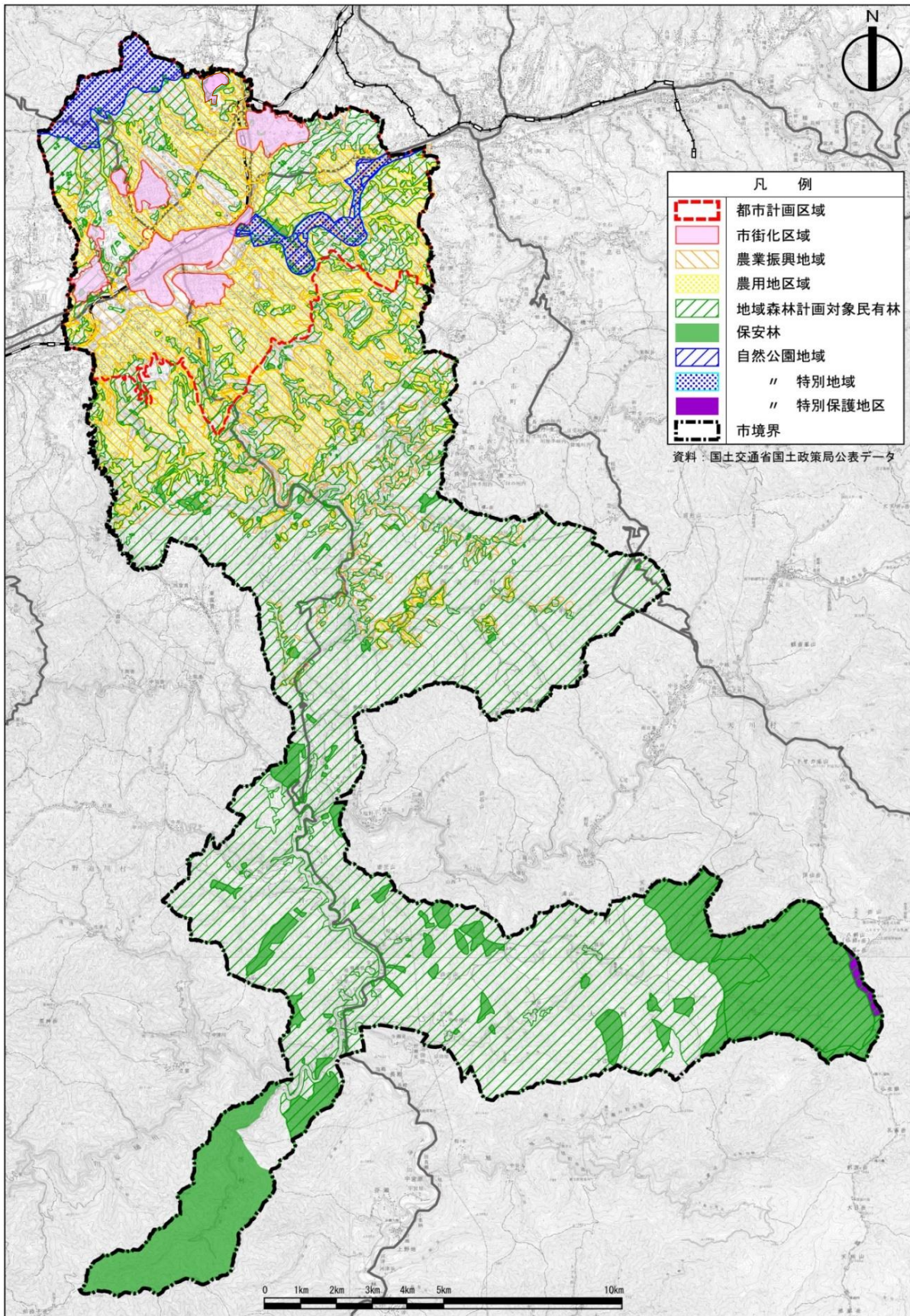


图 1-17 法適用現況図



表 1-20 五條市土砂災害警戒区域指定状況（令和 2 年 3 月現在）

（箇所）

急傾斜地の崩壊		土石流		地すべり		合計	
警戒区域	うち特別	警戒区域	うち特別	警戒区域	うち特別	警戒区域	うち特別
877	857	245	218	44	0	1,166	1,075

資料：奈良県

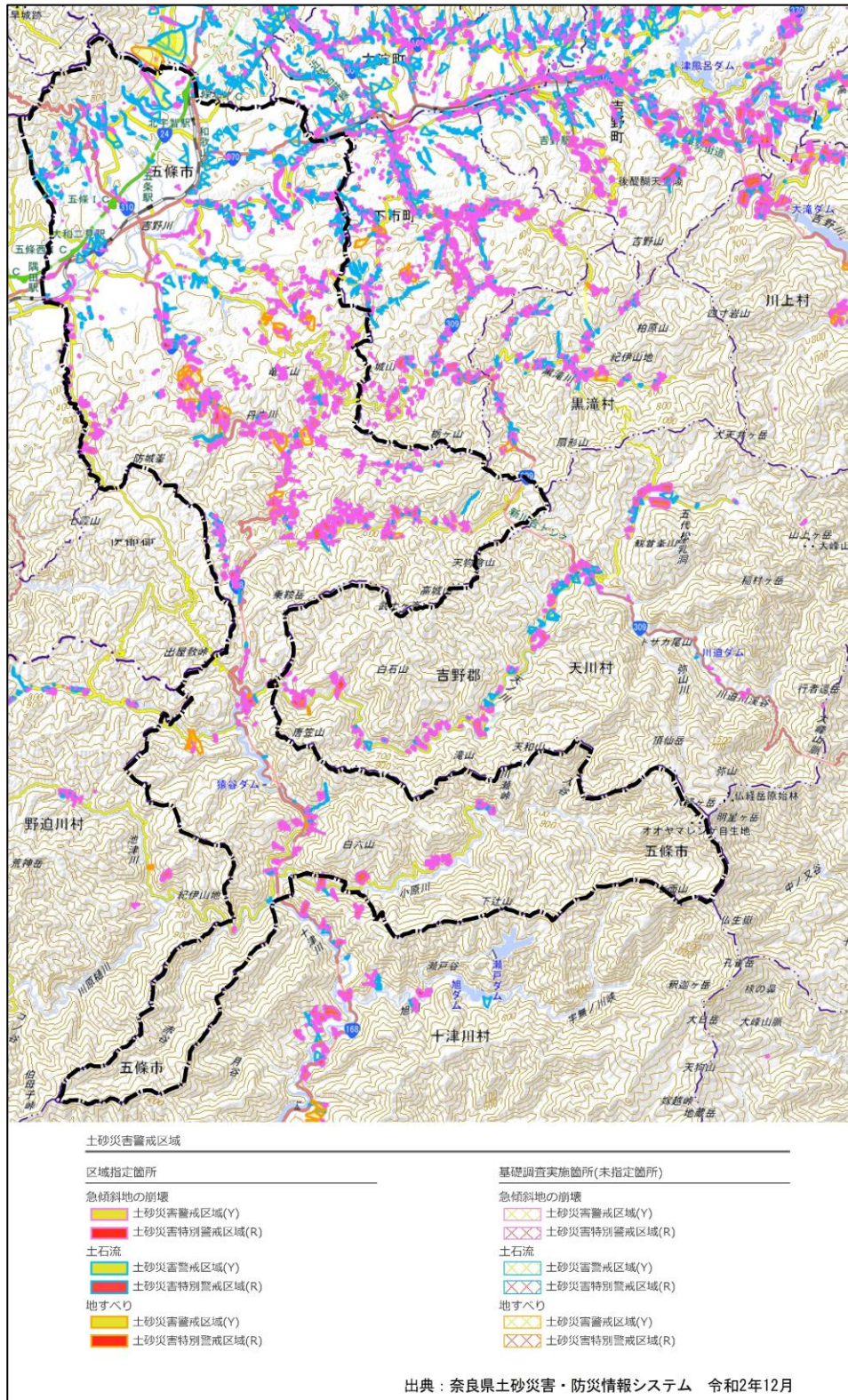


図 1-18-1 土砂災害法規制図



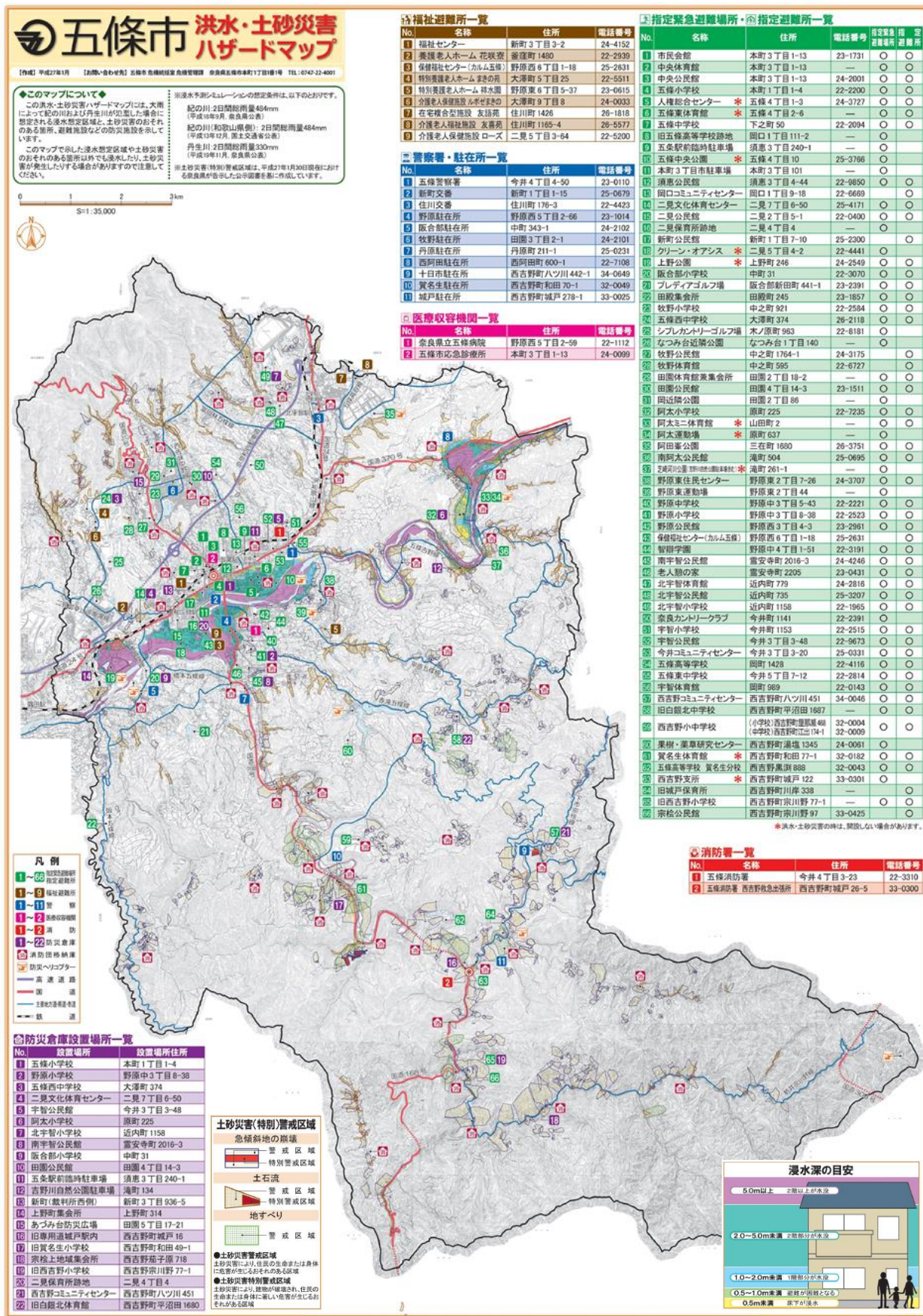


図1-18-2 五條市ハザードマップ(洪水・土砂災害)



## (5) 都市施設等

### 1) 道路

#### ①道路網

《京奈和自動車道の整備が進捗し、本市区間が暫定2車線で供用されました。》

京奈和自動車道は近畿圏の外郭環状を形成する高規格幹線道路で、本市にとっては和歌山方面から県を縦断する重要な広域幹線道路であり、2006（平成18）年、五條北インターチェンジ～橋本東インターチェンジ間が開通、2017（平成29）年、御所南インターチェンジ～五條北インターチェンジ間が開通し、本市を通る区間が暫定2車線で供用されました。



出典：奈良国道事務所 HP

図1-19 京奈和自動車道整備進捗図

《国道5路線が骨格を形成し、市街地内の都市計画道路の整備を進めています。》

本市の道路は、県を縦断する国道24号、京奈和自動車道、大阪府と連絡する国道310号、野迫川村や十津川村方面と連絡する国道168号、大淀町や吉野町方面と連絡する国道370号の5路線を骨格とし、主要地方道、一般県道、市道により形成されています。

都市計画道路は自動車専用道路を含む16路線（総延長46.37km）が計画されています。このうち幹線街路は総延長37.69kmが計画され、平成28年度末において改良済区間が19.82km（52.6%）、概成済区間が12.35km（32.8%）、整備区間計（85.4%）となっており、市街化区域内に未整備の区間があります。

この整備率は県全体での幹線街路の改良率（52.1%）、概成率（18.3%）、整備区間計（70.5%）、全国の幹線街路の改良・概成率74.9%（改良済：64.2%、概成済：10.8%）を上回っていますが、概成済区間が多いのが特徴となっています。

表1-21 都市計画道路の整備状況

区分	合計		自動車専用道路 (km)	幹線街路 (km)		区画街路 (km)	特殊街路 (km)	
	(km)	(比率)		計	うち 市街化区域 (比率)			
								(km)
計画	46.37	100.0%	8.68	37.69	100.0%	19.00	0.00	0.00
改良済	19.82	42.7%	0.00	19.82	52.6%	9.24	—	—
概成済	12.35	26.6%	0.00	12.35	32.8%	5.96	—	—
計	32.17	69.3%	0.00	32.17	85.4%	15.20	—	—

資料：都市計画現況調査（平成31年3月31日現在）

## ②道路交通量と混雑度

《国道24号・310号は交通量が多く混雑していますが、10年前と比較すると京奈和自動車道の開通により緩和されています。》

主要な道路交通量は、平成27年において、国道24号が8,489～13,208台/12時間で最も多く、国道310号が7,911台/12時間、国道168号が2,886～8,666台/12時間、国道370号が4,514台/12時間などとなっています。

京奈和自動車道の交通量は、平成27年時点において、五條北インターチェンジ～橋本東インターチェンジ間開通では、8,289～13,061台/12時間となっています。

平日混雑度は交通量が多い国道24号や310号で混雑が見られますが、10年前と比較しますと京奈和自動車道の開通により、交通量が減少していることで、混雑は緩和されています。（表1-22）

表1-22 道路交通量の推移

	平成17年		平成27年	
	12時間交通量	混雑度	12時間交通量	混雑度
京阪奈自動車道	—	—	8,289～13,061	0.71～0.88
国道24号	14,700～17,190	1.15～1.57	8,489～13,208	0.88～1.35
国道310号	8,495	1.19	7,911	1.06
国道168号	2,272～9,852	0.36～0.75	2,886～8,666	0.62～1.05
国道370号	6,762	0.82	4,514	0.55

資料：道路交通センサス（平成27年）



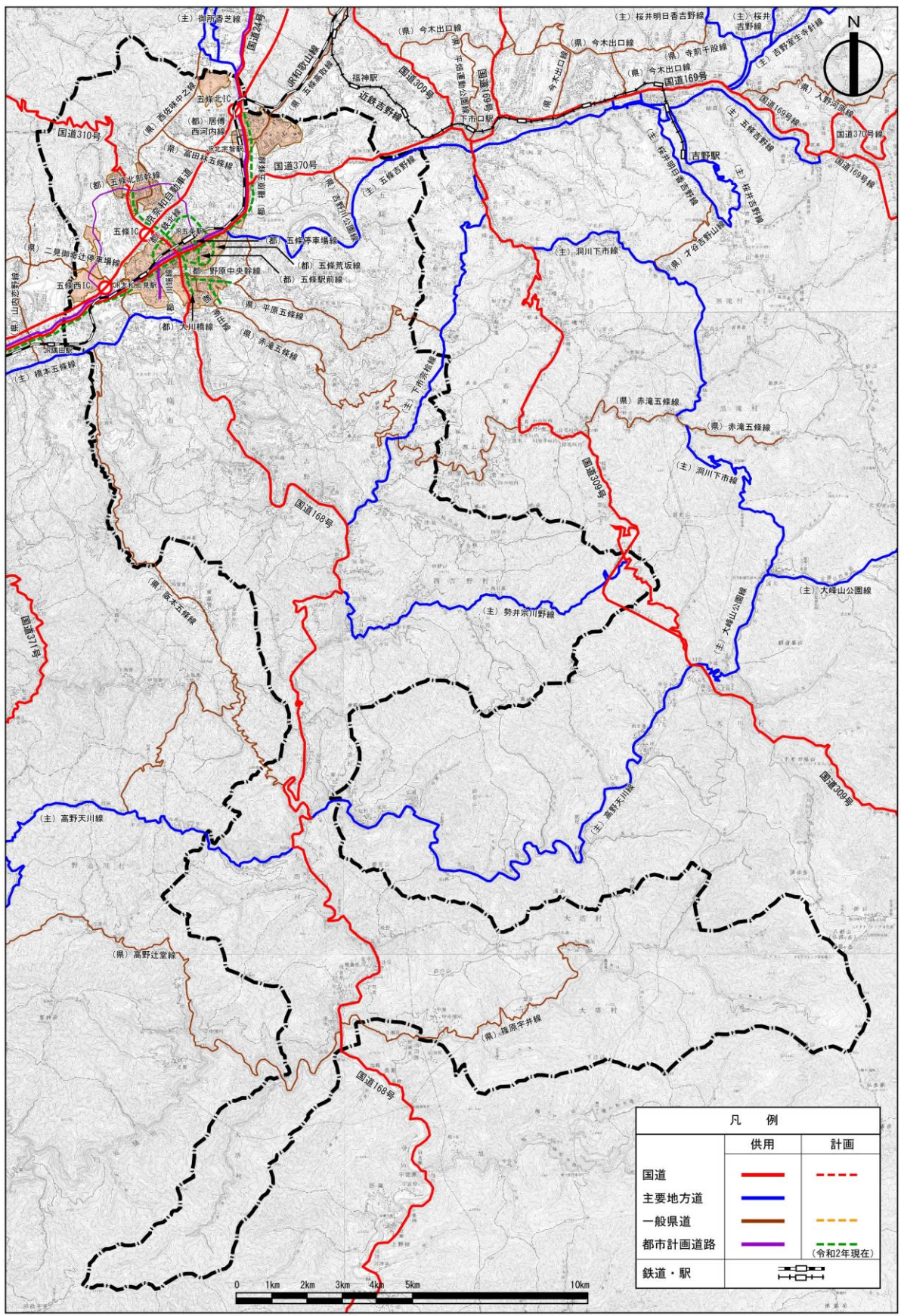


図 1-20 道路・鉄道網現況図



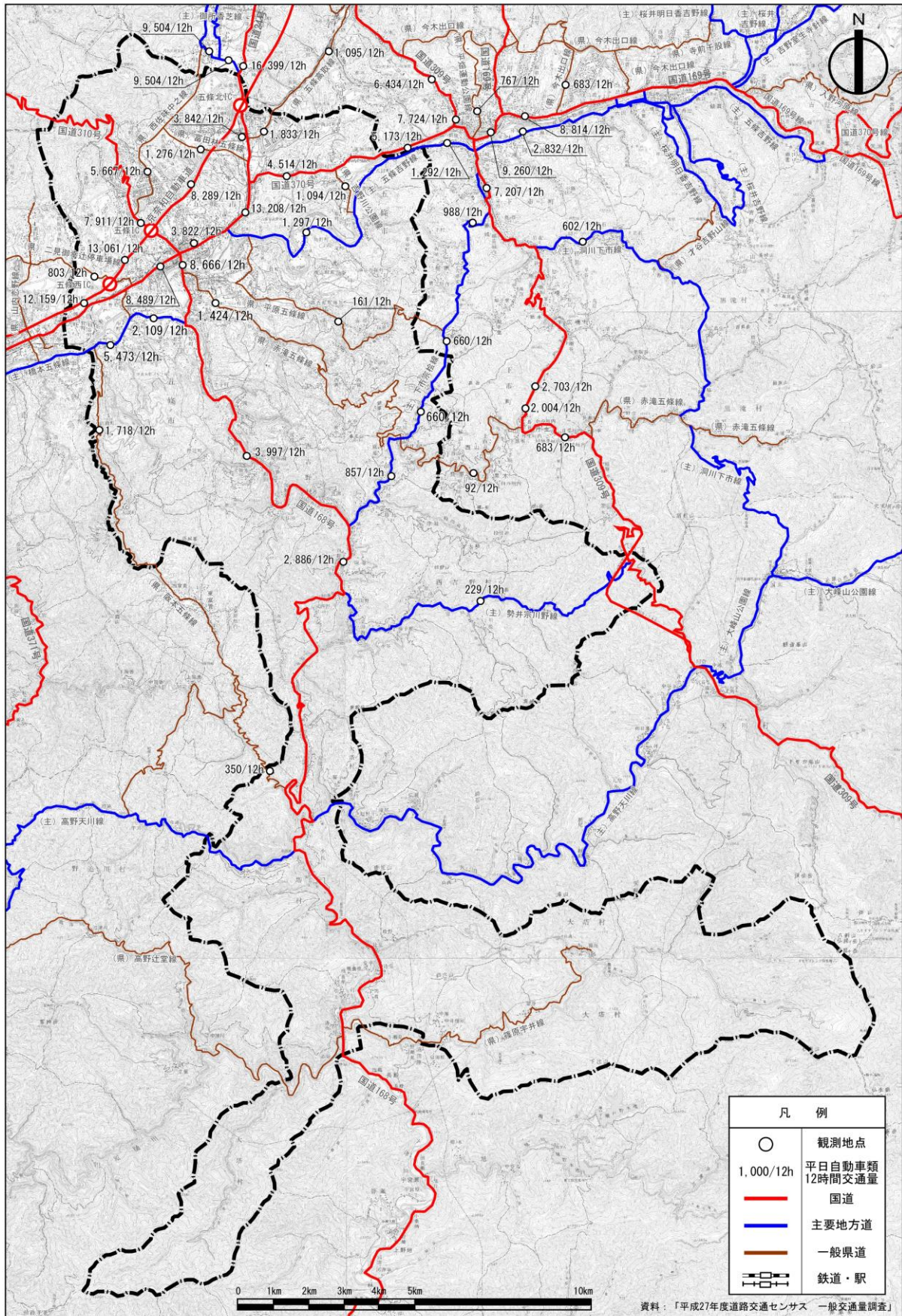


図1-21 道路交通量図（平日12時間交通量）：平成27年

序章

1章

2章

3章

4章

5章

6章

7章



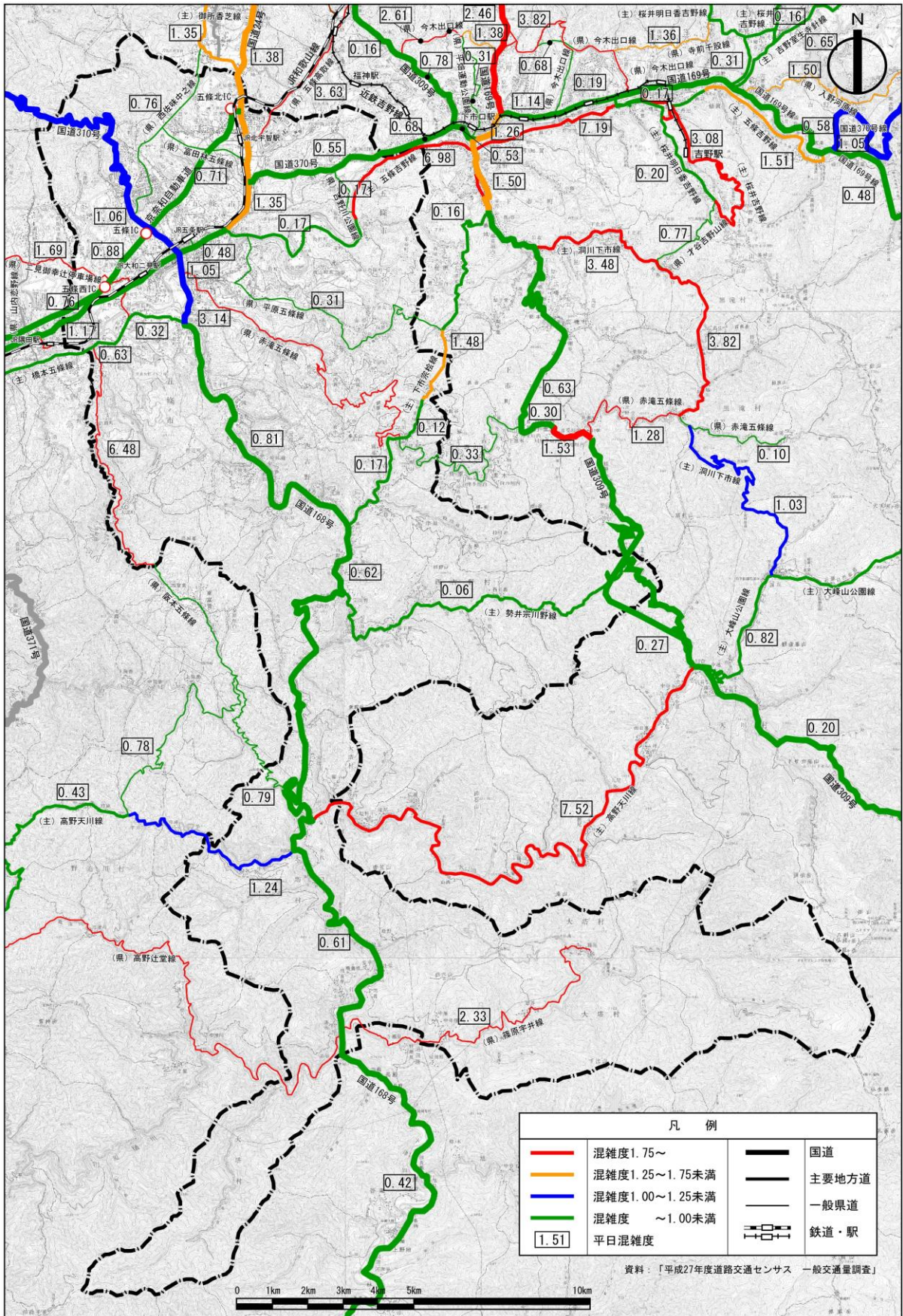


図1-22 道路混雑度図（平日）：平成27年

## 2) 公共交通

### ①鉄道

《鉄道は JR 和歌山線が通り市内に 3 駅がありますが、乗車人員は少なく、JR 五条駅での減少が続いています。》

本市において、JR 和歌山線が JR 関西本線王寺駅と JR 阪和線和歌山駅を連絡し、市内に JR 北宇智駅、JR 五条駅、JR 大和二見駅の 3 駅があります。

一日当たり平均乗車人員は、平成 28 年で JR 北宇智駅 192 人、JR 五条駅で 1,533 人、JR 大和二見駅で 228 人と少なく、特に JR 五条駅で減少が続いています。

表 1-23 JR 各駅の 1 日平均乗車人員

区 分	平成16年	平成19年	平成22年	平成25年	平成28年
JR北宇智駅	195	194	183	195	192
JR五条駅	2,412	2,160	1,910	1,819	1,533
JR大和二見駅	275	221	207	213	228
計	2,882	2,575	2,300	2,227	1,953

資料：西日本旅客鉄道株式会社

(注) 1 日平均乗車人員である。端数処理の関係で誤差の可能性がある。

### ②バス交通

《バスは、奈良交通と五條市コミュニティバス・デマンド型乗合タクシーが各地域に運行されています。》

バスは、奈良交通バスが国道 24 号や 168 号を経路として運行するほか、五條バスセンターを中心として市内の各所に連絡して運行しています。

また、五條市コミュニティバス・デマンド型乗合タクシーとして西吉野地区や大塔地区の主要地方道や県道を経路として各地に連絡して運行しています。



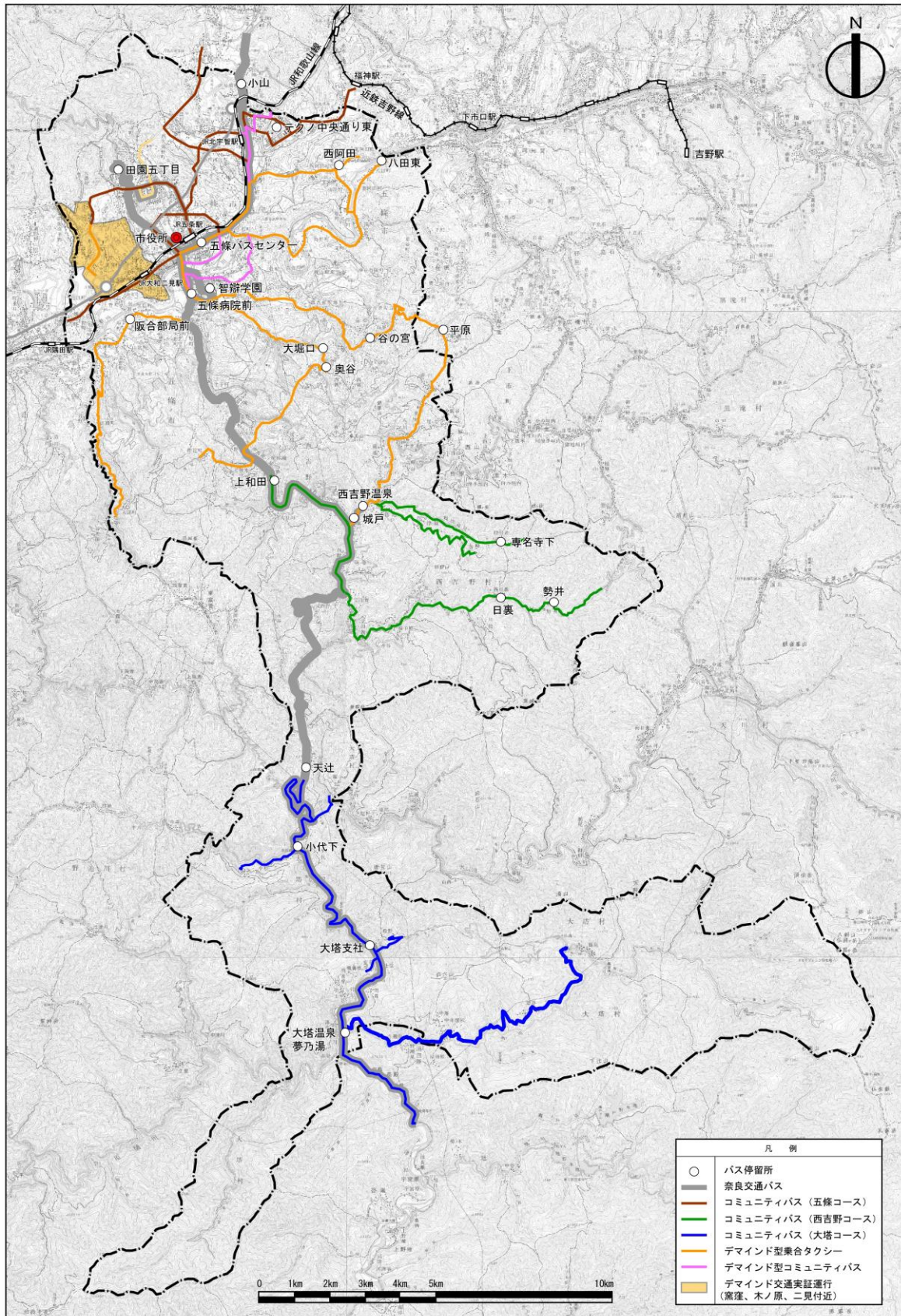


図1-23 バス路線図 (全市)



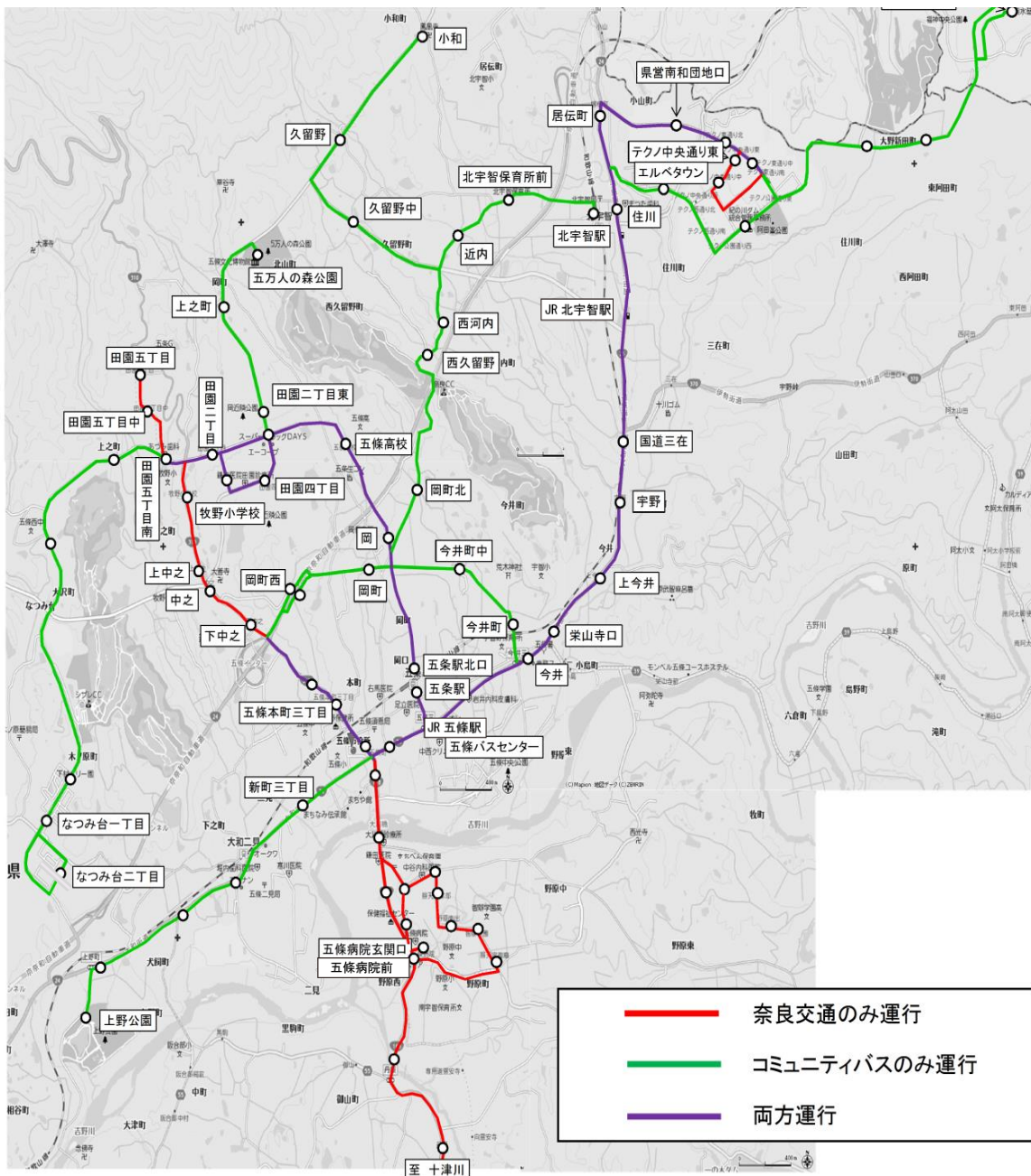


図1-24 バス路線図（市街地部詳細）

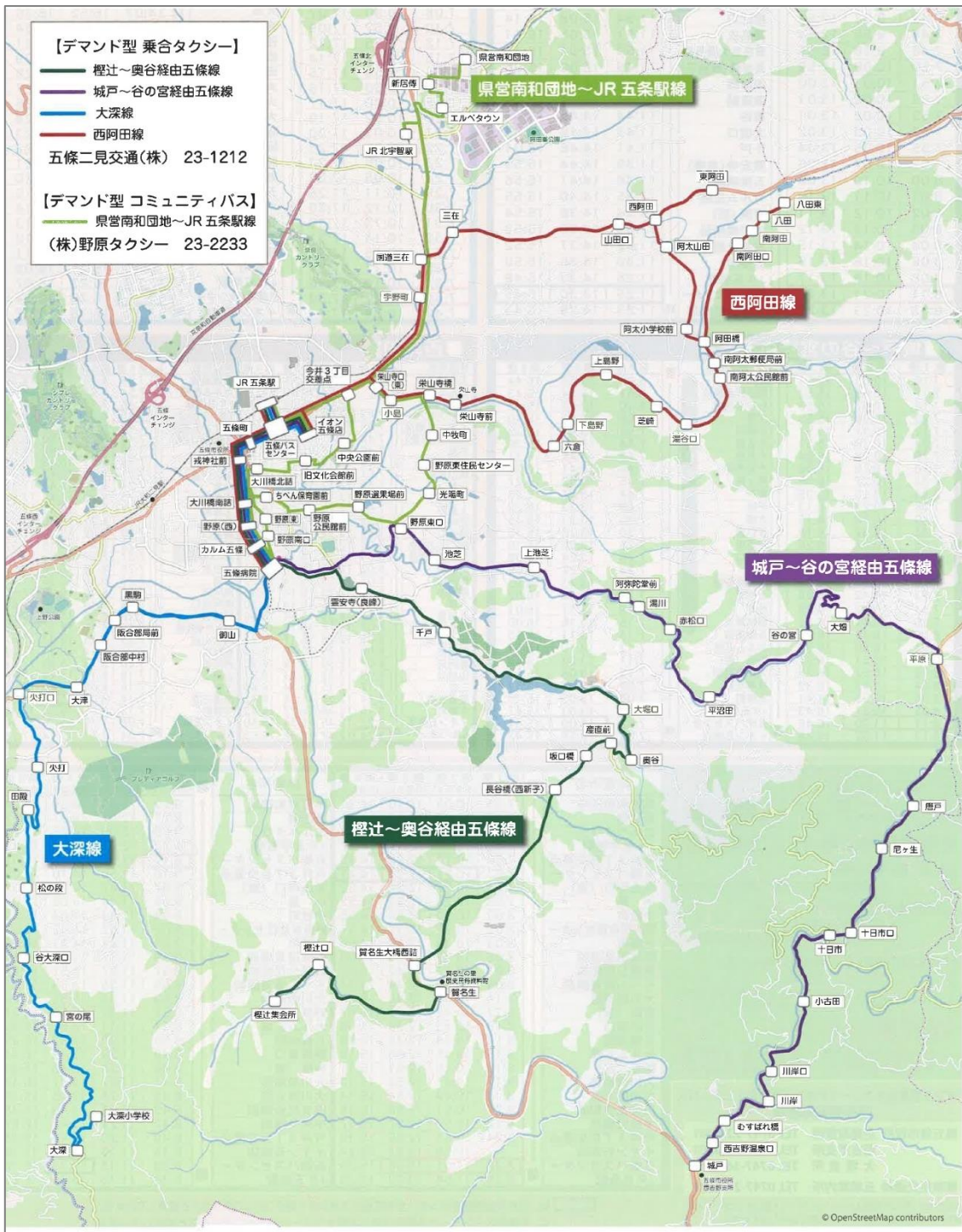


図 1-25 デマンドコミュニティバス・デマンド乗り合いタクシー路線図



### 3) 公園・緑地

《都市公園は上野公園など 165 箇所があり、開設面積は 116.2ha になっています。》

本市において市街化区域を中心に、総合公園として上野公園（開設面積 15.4 ha）、地区公園として五條中央公園、阿田峯公園の 2 箇所（計画面積 9.8ha、開設面積 9.1ha）、近隣公園として岡近隣公園、岡南近隣公園、牧野南近隣公園の 3 箇所（開設面積 5.3 ha）があるほか、街区公園が 23 箇所（開設面積 9.9ha）あります。

このうち、都市計画公園は 12 箇所、34.5ha が決定し、すべての公園が開設し、開設面積は 31.7ha で供用率は約 92%になっています。

また、都市緑地が市街化区域において 74 箇所に開設し、開設面積は 74.8ha となっています。（表 1-24、図 1-26）

表 1-24 都市公園等の整備状況【令和 2 年 3 月 31 日時点】

区 分	都市公園		うち、都市計画公園			
	箇所数	開設面積 (ha)	箇所数	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)	供用率
街区公園	23	9.94	6	2.10	2.10	100.0%
近隣公園	3	5.29	3	5.30	5.30	100.0%
地区公園	2	9.10	2	9.80	8.90	90.8%
総合公園	1	15.39	1	17.30	15.39	89.0%
都市緑地	74	74.77	-	-	-	-
緑道	62	1.74	-	-	-	-
総計	165	116.23	12	34.50	31.69	91.9%

資料：市公園緑地課調べ

### 4) 上水道

《上水道、簡易水道、飲料水供給施設等により給水しています。》

本市の水道は、令和元年度末において、小島浄水場を中心とする 1 箇所の上水道及び簡易水道により給水しており、行政区域内人口 29,860 人に対する水道普及率は上水道で 96.7%になっています。

なお、簡易水道施設により 11 箇所の地域 2,133 人、飲料水供給施設及び用水施設により、9 箇所の地域 469 人に給水しています。

### 5) 下水道

《都市計画区域における公共水域の水質を保全して、豊かな自然環境を守るため公共下水道の促進を図っています。》

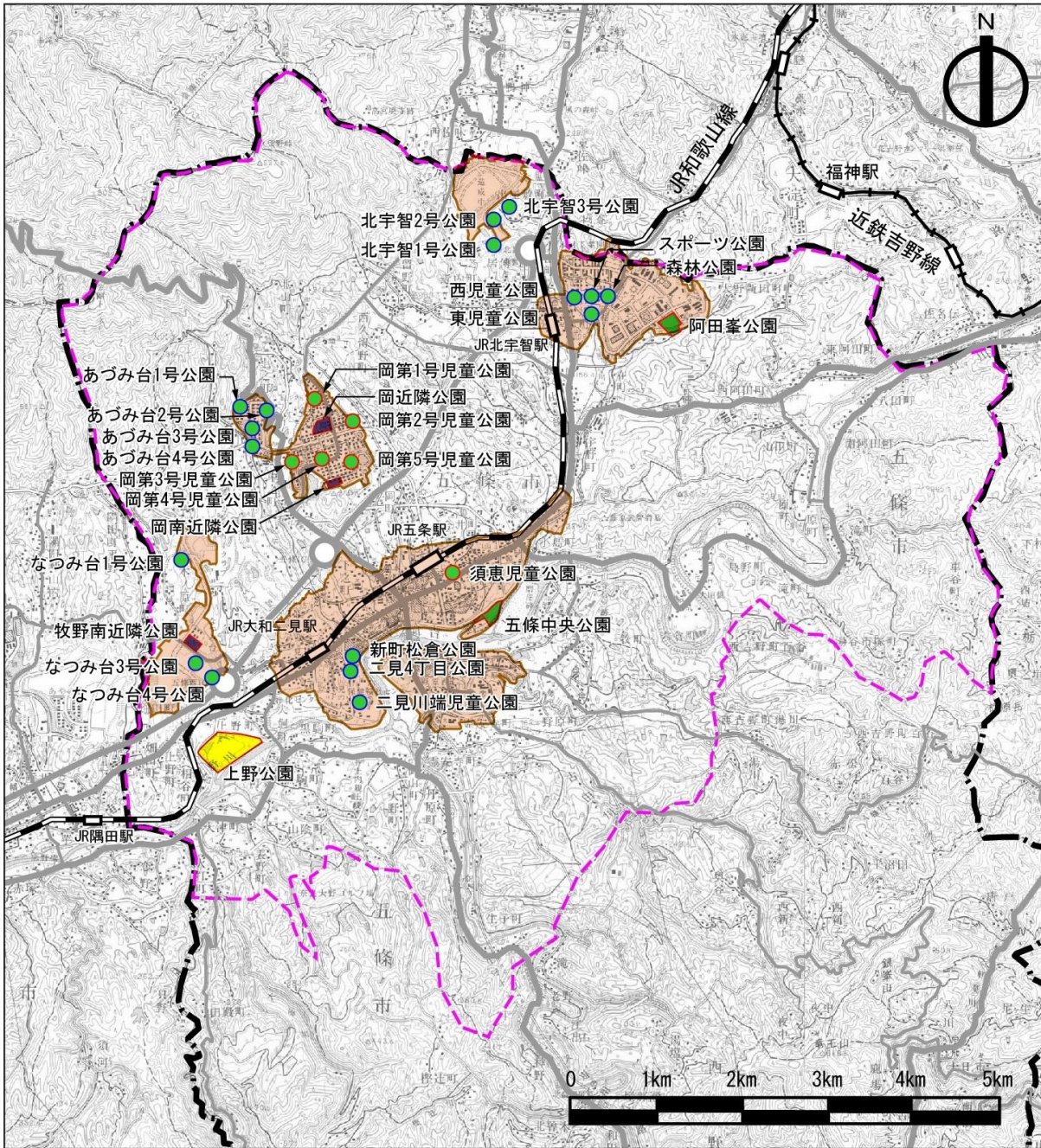
本市は、昭和 60 年度より市街地における公共下水道事業を推進し、平成 3 年の供用開始以来、現在の整備状況は全体計画に対する事業認可区域面積 778.5ha の内、整備を完了した区域面積 581.4ha で公共下水道の利用が可能となっており、当区域での水洗化率は 78.7%となっています。

また、西吉野町滝地区では農業集落排水事業により、37 戸の生活雑排水を処理しています。（表 1-25、図 1-27）

表 1-25 下水道状況

全体計画面積	1,865 ha
認可区域面積	778.5 ha
行政人口	29,860 人
整備区域人口	16,068 人
公共下水道利用人口	12,652 人
水洗化率	78.7 %
普及率	53.8 %

注：令和2年3月31日現在



凡例	区分	都市計画公園 (開設)	都市公園 (開設)
	総合公園		
	地区公園		
	近隣公園		
街区公園			

图 1-26 都市公園等分布図



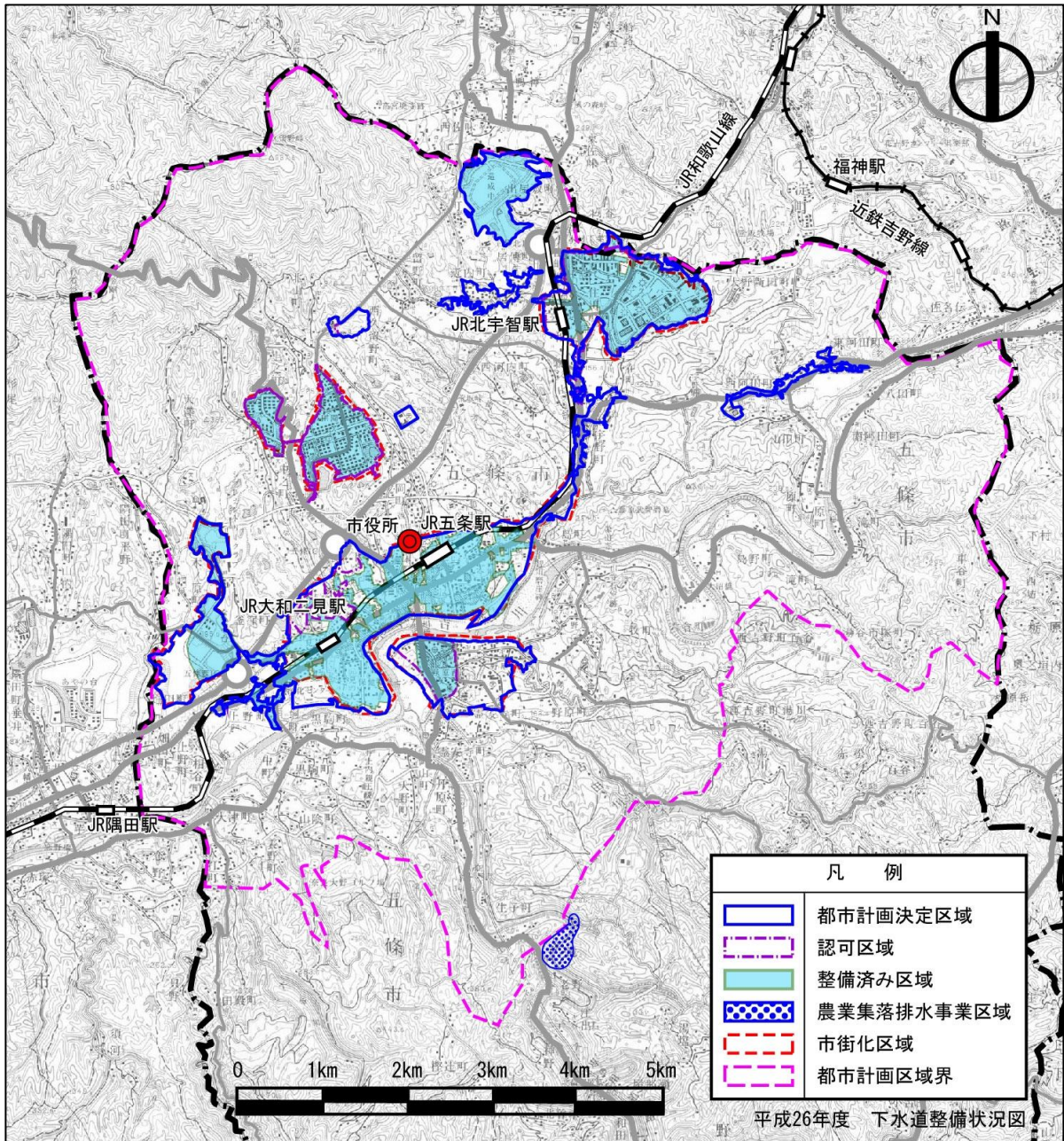


図1-27 公共下水道整備状況図



## 6) 公共公益施設

### ① 主要な公共公益施設

《主要な公共公益施設は五條地区に市役所などが集積するほか、西吉野地区、大塔地区に支所などがあります。》

行政サービス施設は、五條地区に市役所があるほか、西吉野地区と大塔地区に支所があります。

五條地区には主要な施設が集積し、市民会館、奈良県広域消防組合五條消防署、五條市応急診療所、保健福祉センター、総合体育館（シダーアリーナ）、養護老人ホーム「花咲寮」、エコ・リレーセンターごじょう、五條市クリーンオアシス、五條市斎場ハートピアさくらなどがあります。

西吉野地区には西吉野コミュニティセンター、西吉野北総合センターなどがあります。また、大塔地区には大塔診療所、大塔分署（消防署）、大塔体育館などがあります。

### ② 教育施設等

《公立の小学校 8 校、中学校 5 校、高等学校 2 校のほか、私立中・高等学校 1 校があります。》

平成 30 年 1 月において本市には、公立の教育施設として、小学校は五條地区に 7 校、西吉野地区に 1 校あります。中学校は五條地区に 4 校、西吉野地区に小学校と併設して 1 校があります。高等学校は 2 校（県立五條高等学校と五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校）あります。

また、私立中・高等学校が 1 校あります。

なお、五條市学校適正化計画（平成 30 年 6 月）により、令和 5 年度までに野原小学校、阪合部小学校、西吉野小学校が適正化され五條南小学校となり、宇智小学校、阿太小学校、北宇智小学校が適正化され五條東小学校となり、五條中学校、野原中学校、西吉野中学校が適正化され五條中学校となる予定です。将来は 4 小学校と 3 中学校となり、コミュニティの構成も大きく変わってきます。

また、令和 3 年 4 月には、五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校が西吉野農業高等学校となります。

《公立の幼稚園が 2 園、保育所が 7 箇所のほか、私立保育所 2 箇所あります。》

平成 30 年 1 月において本市には、公立幼稚園が 2 園、公立保育所が 7 箇所あります。

また、私立保育所が 2 箇所あります。

なお、五條市立認定こども園整備基本計画（平成 30 年 1 月）により、令和 6 年度までに公立幼稚園・保育所は、認定こども園が 3 園になる予定です。

## 7) 観光施設

《固有の歴史文化や豊かな自然に恵まれ、各地に観光施設が立地しています。》

五條新町地区は松倉重政により築かれた二見城の城下町として成立し、重厚な商家で構成される町並みがあります。

観光施設として、五條地区には“五條市新町まちなみ伝承館”が江戸時代の風情を残す新町通りのシンボルとしてあるほか、江戸時代を中心として本市の歴史資料を展示している“五條市立民俗資料館”、江戸時代の住宅を利用した“五條市新町まちや館”などがあります。

2018年5月には、県南部の玄関口である野原地区に市内の周遊観光の拠点として「休憩所」「観光交流スペース」「トイレ」などを整備した「五條市観光交流センター」が設置されました。

西吉野地区には、西吉野の歴史や観光等の情報を提供する“五條市賀名生の里歴史民俗資料館”などがあります。

大塔地区には、大塔の観光情報や特産品を集めた“道の駅「吉野路大塔」”、天文台やプラネタリウム館を備えた“大塔コスミックパーク「星のくに」”などがあります。

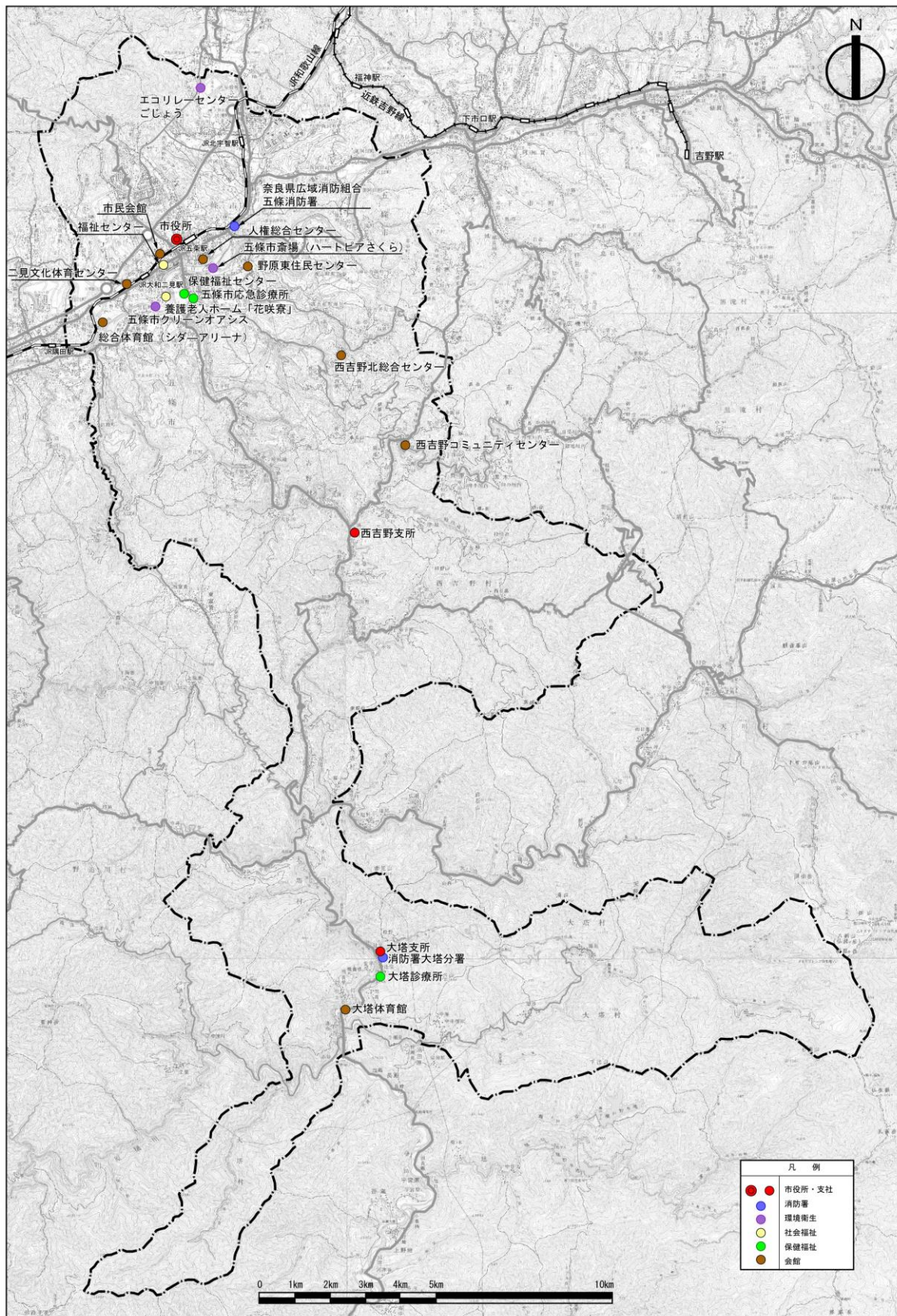


図 1-28 公共公益施設位置図



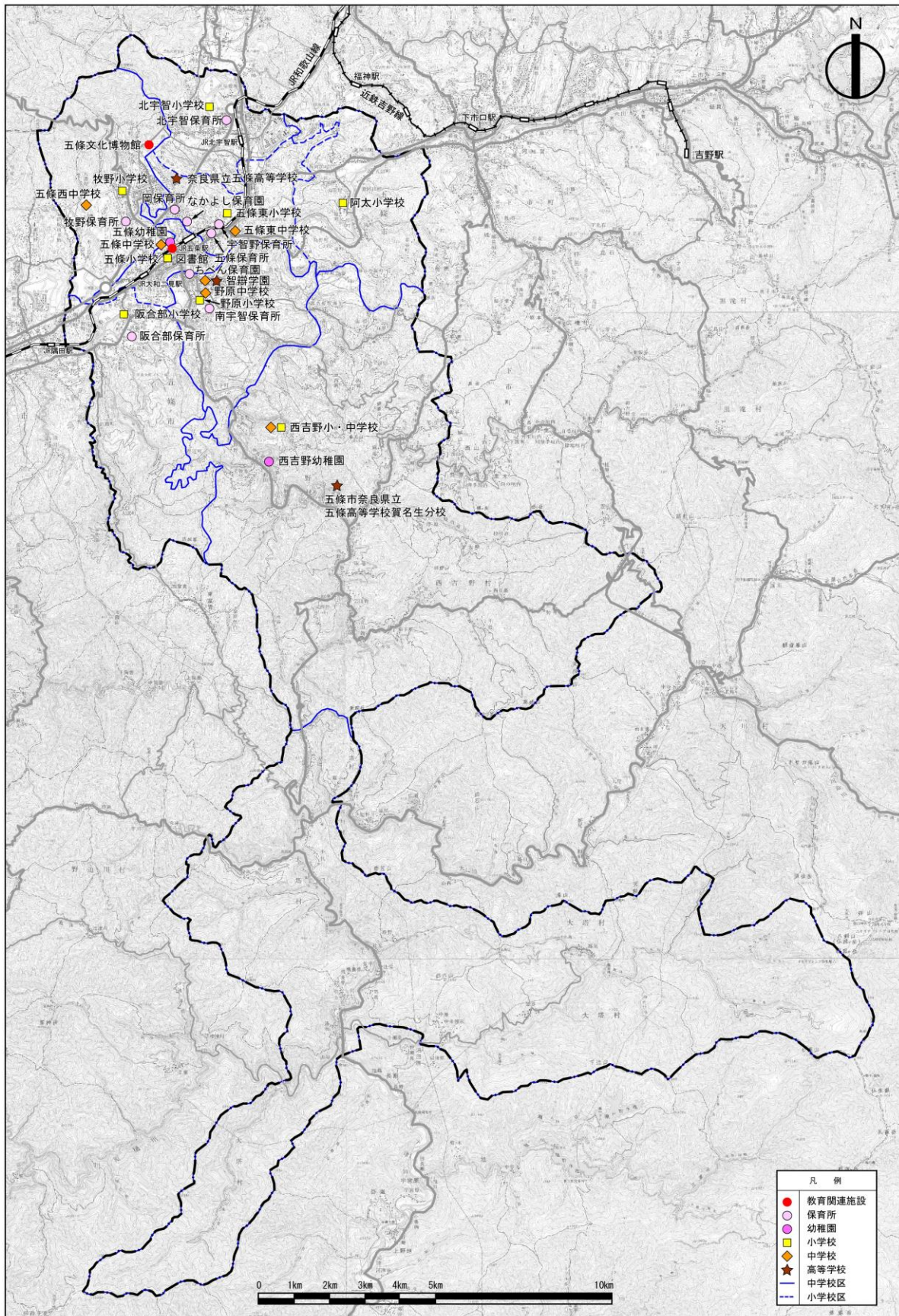


図1-29 教育施設位置図（平成30年1月）





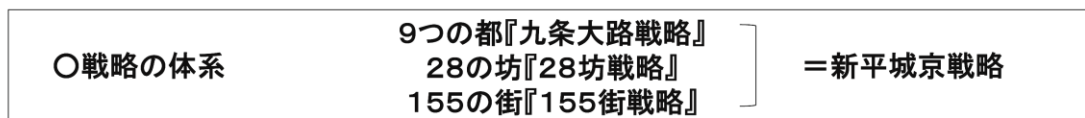


1-2 上位・関連計画

(1) 県の上位計画

1) 奈良新都づくり戦略政策推進プラン (2020年2月)

「奈良新都づくり戦略政策推進プラン」では、人口動態や経済社会情勢が大きく変化  
 する中、県民満足度調査や都道府県別ランキング、エビデンスから、県の強み・弱みを  
 分析し、目指すゴールを明らかにした上で、体系化した戦略を策定し、県の力底上げを  
 図るとしています。



- |   |   |                       |
|---|---|-----------------------|
| <b>I 栄える「都」をつくる</b>                     | ～奈良県経済の好循環を促し、働きやすく、就業しやすい奈良県にする～                     |                       |
| 1 地域経済活性化 (1)～(8)                       | 2 働き方改革の推進と就業支援 (9)～(12)                              |                       |
| <b>II 賑わう「都」をつくる</b>                    | ～奈良が有する自然・歴史・文化資源を活用し、観光産業を振興する～                      |                       |
| 3 滞在型観光の定着 (13)～(19)                    | 4 魅力ある観光地づくり (20)～(30)                                |                       |
| 5 観光奈良の魅力向上・発信 (31)～(35)                |   |                       |
| <b>III 愉しむ「都」をつくる</b>                   | ～県民が安心して快適に暮らし続けられる奈良をつくる～                            |                       |
| 6 「安全安心な地域」づくり (36)～(41)                | 7 「きれいな奈良県」づくり (42)～(47)                              |                       |
| 8 暮らしやすいまちづくり (48)～(52)                 | 9 地域で子どもを健やかに育てる (53)～(57)                            |                       |
| 10 女性活躍の推進 (58)～(61)                    | 11 エネルギー政策(62)～(63)                                   |                       |
| <b>IV 便利な「都」をつくる</b>                    | ～県土マネジメントを推進し、効率的で便利な交通基盤をつくる～                        |                       |
| 12 道路整備 (64)～(79)                       | 13 鉄道整備 (80)～(84)                                     | 14 バス輸送環境整備 (85)～(86) |
| <b>V 健やかな「都」をつくる</b>                    | ～健康寿命日本一を目標に、高齢者、障害者を含む、誰もが健やかに暮らせる地域をつくる～            |                       |
| 15 健康寿命日本一を目指した健康づくり (87)～(89)          |   |                       |
| 16 地域医療の総合マネジメント・地域包括ケアの充実(90)～(96)     | 17 福祉の充実 (97)～(100)                                   |                       |
| 18 だれでもいつでもどこでもスポーツできる環境づくり (101)～(103) |   |                       |
| <b>VI 智慧の「都」をつくる</b>                    | ～すべての県民が、生涯長く学び続けられ、奈良の歴史文化に親しめる地域をつくる～               |                       |
| 19 教育の振興 (104)～(113)                    | 20 文化財の保存・活用、文化財の防災、文化の振興 (114)～(120)                 |                       |
| 21 海外との交流展開 (121)～(123)                 |   |                       |
| <b>VII 豊かな「都」をつくる</b>                   | ～県内の農・畜産・水産業・林業の振興、農村活性化、森林を護る施策を進める～                 |                       |
| 22 農業・農地・農村・食と農の振興 (124)～(129)          | 23 畜産・水産業振興 (130)～(132)                               |                       |
| 24 森林環境管理・林業振興 (133)～(136)              |   |                       |
| <b>VIII 誇らしい「都」をつくる</b>                 | ～交流、定住の促進により、南部地域・東部地域を、頻繁に訪れてもらえる、住み続けられる地域にする～      |                       |
| 25 南部・東部の振興 (137)                       |   |                       |
| <b>IX 爽やかな「都」をつくる</b>                   | ～奈良が持つ行政資源を総動員し、効率的・効果的な行財政マネジメントを行い、行き届いた行政サービスを届ける～ |                       |
| 26 奈良モデルの実行 (138)～(147)                 | 27 行政マネジメント (148)～(152)                               |                       |
| 28 財政マネジメント (153)～(155)                 |   |                       |

## 2) 奈良県都市計画区域マスタープラン「大和都市計画区域の整備、開発及び保全の方針〔暫定案〕」（奈良県）

「大和都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は20年先を見据えた本県における都市づくりの将来像（ビジョン）を示した上で、今後10年間の都市計画の基本的な方向性を示すものです。目標年次：令和12年（2030年）

本市は、橿原市を中心とする「中部地域」に位置しています。中部地域は、橿原市中心部を本県の2大拠点の一翼を担う副次中枢拠点とし、本市のJR 五条駅周辺は主要生活拠点であり、各日常生活圏の中心として居住機能に加え、商業サービス機能を充実させ、周辺との機能分担、交流、連携等に配慮し、拠点性の向上を図るものとしています。

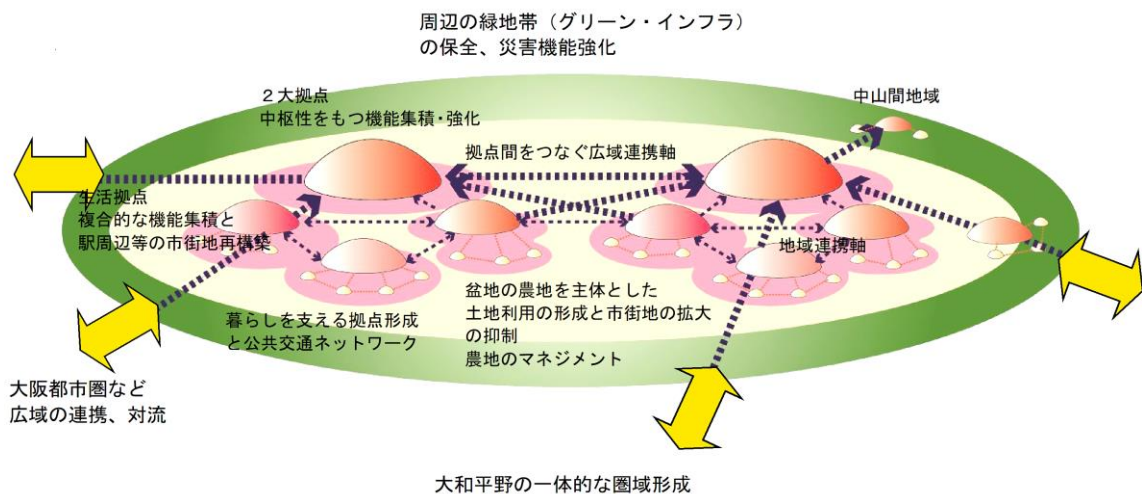
また、京奈和自動車道等及び国道24号などの幹線道路の沿道において、主として工業系、物流系、商業系の土地利用を計画的に推進し、雇用の場の確保、高付加価値産業等の集積を図ることや、これを軸として奈良らしい歴史・文化を感じることができ、便利で快適な観光交流軸（歴史街道を含む。）を形成することを方針として定めています。

以下に概要（抜粋）を整理します。

### ①都市づくりの方向性（奈良県都市計画区域全体）

- 特徴ある魅力を活かし風格と美しさを高める都市づくり
- ライフステージごとに元気に暮らすことができる都市づくり
- 持続的な発展を可能とする環境共生型の都市づくり
- 地域の活力を創造し育む都市づくり
- 安心・安全な居住環境と強靭さを備えた都市づくり
- 住民と行政の共創による都市づくり

### ■拠点の機能の集積と多層的な連携による持続的な市街地の形成イメージ



## ②大和都市計画区域・中部地域の将来像

- ・橿原市を中心とする中部地域は、吉野三町都市計画区域（東部地域）との連携を図りながら、多様な都市機能が総合的に備わった、本県の発展を先導するもう一つの都市圏として位置づける。
- ・副次拠点である橿原市中心部においては、商業・業務機能や文化・居住機能を強化し、本県の2大拠点の一翼を担う副次中枢拠点の形成を図る。
- ・主要生活拠点であり、各日常生活圏の中心となっている香芝市、大和高田市、桜井市、御所市、五條市、田原本町の主要駅周辺においては、居住機能に加え、商業サービス機能を充実させ、周辺との機能分担、交流、連携等に配慮し、拠点性の向上を図る。
- ・京奈和自動車道等を軸とした広域連携軸や、国道24号バイパス、国道169号、中和幹線等の幹線道路等による地域連携軸の形成を図る。
- ・西名阪自動車道、名阪国道、京奈和自動車道のインターチェンジ周辺や、幹線道路沿道、既存工業団地周辺等においては、周辺環境との調和及び保全等に配慮しつつ、主として工業系、物流系、商業系の土地利用を計画的に推進し、雇用の場の確保、高付加価値産業等の集積を図る。
- ・観光交流拠点をつなぐ京奈和自動車道等及び国道24号、国道169号などの幹線道路やJR・近鉄などの鉄道、大規模自転車道などとその沿道空間を対象に、ハード施策及びソフト施策を一体的に推進し、観光・交流者の移動円滑化や沿道景観整備、交流空間の確保、情報発信の充実等を図り、奈良らしい歴史・文化を感じることができ、便利で快適な観光交流軸（歴史街道を含む。）を形成する。

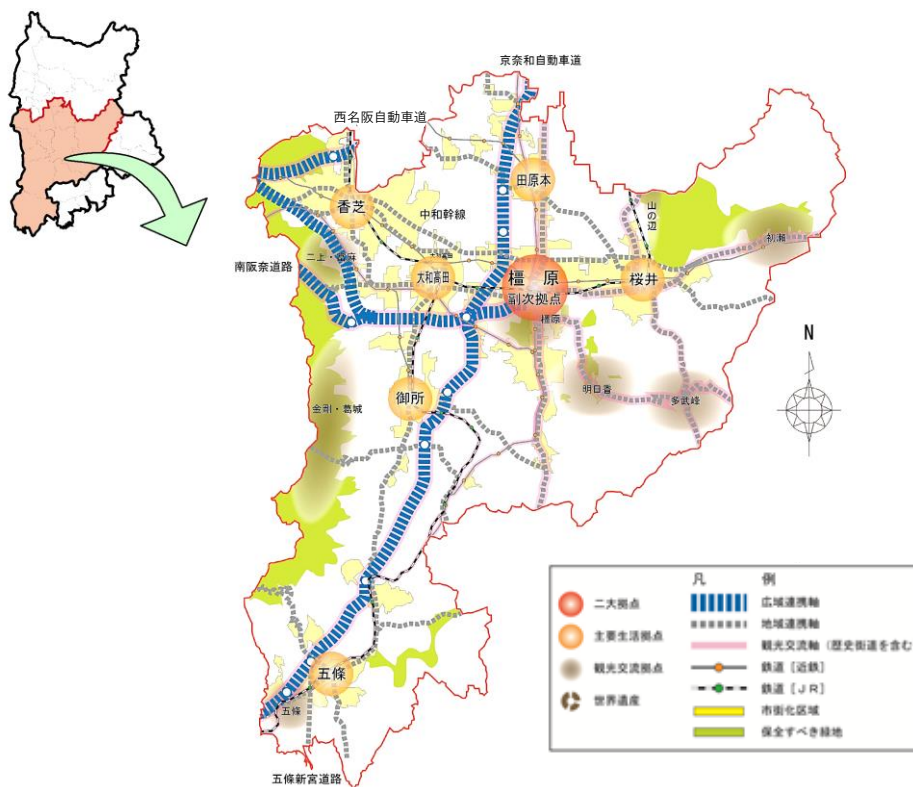


図1-30 中部地域の将来都市構造イメージ

出典：大和都市計画区域の整備、開発及び保全の方針〔暫定案〕

### ③主要用途の配置の方針及び市街地における建築物の密度の構成に関する方針

#### 【住宅地】

主要な住宅地	主要用途の配置の方針	市街地における建築物の密度の構成に関する方針
郊外部の住宅開発地	○ 自然環境や歴史文化との調和を図りつつ、ゆとりある居住環境の維持・向上を目指し、低層住宅を主体とした住宅地の配置を図る。	周辺の自然環境等と調和した低密度な利用を図る。
	○ 共同住宅地区においては、中高層住宅を主体とした住宅地の配置を図るとともに、教育文化施設が立地する地区においては、中低層住宅を主体とした住宅地の配置を図る。	地区の状況に応じた中密度又は中低密度な利用を図る。
住工混在地、既成集落等の既成市街地	○ ミニ開発の防止に努めるとともに、道路、公園等の公共施設の確保、敷地の統合化・共同化等による住環境の改善により、中低層住宅を主体とした健全で良好な住宅地の配置を図る。 ○ 住工混在が見られる既存集落地区等においては、居住環境の保護に配慮しつつ、中低層住宅を主体とした住宅地の配置を図る。 ○ 幹線道路沿道等においては、居住環境の保護に配慮しつつ、住宅地の配置を図る。	中低密度な利用を図る。
主要駅周辺の住宅地	○ 主要駅周辺においては、多様な都市機能の集積を促進し、中高層住宅を主体とした住宅地の配置を図る。	都市施設の整備に応じた中高密度な利用を図る。
	○ 住宅密集地においては、道路、公園等の公共施設を確保するとともに、老朽建築物の更新による不燃化等を促進し、中層住宅を主体とした防災性の高い住宅地の配置を図る。	中密度な利用を図る。
	○ 奈良らしいまちなみが残る地区においては、歴史的まちなみや景観が十分に維持・保全されるための対策を講じ、観光と生活が融合した住宅地の配置を図る。	地区の状況に応じた中低密度な土地利用を図る。

#### 【商業・業務地】

主要な商業・業務地	主要用途の配置の方針	市街地における建築物の密度の構成に関する方針
主要駅周辺の中心商業・業務地	○ 地域の歴史性を活かしつつ、多様な都市機能を有し、地域の活性化の中心となる商業・業務地の配置を図る。	都市施設の整備に応じた中高密度な利用を図る。
一般鉄道駅周辺、幹線道路沿道、住宅開発地の中心地区等	○ 立地特性を活かし、日常の消費需要等に対応した商業地の配置を図る。	中密度な利用を図る。

#### 【工業地】

主要な工業地	主要用途の配置の方針	市街地における建築物の密度の構成に関する方針
既存工業団地等	○ 住宅等の混在を防止し、適正な工業集積のための工業地の配置を図る。	周辺の環境と調和した中低密度な利用を図る。
軽工業地（地場産業等の工場が集積する住工混在地）	○ 居住環境の悪化をもたらすおそれの少ない工場等を中心に工業地の配置を図る。	周辺の環境と調和した中低密度な利用を図る。
新たな工業適地（インターチェンジ、主要な幹線道路の交通結節点等の周辺）	○ 産業拠点を形成し、経済活性化を図るため、交通結節機能を活用した工業地・流通業務地の配置を図る。	周辺の環境と調和した中低密度な利用を図る。

### ④概ね10年以内に優先的に整備すべき事業（本市関連）

道路整備	京奈和自動車道（大和北道路）
	国道310号
流域下水道	吉野川流域下水道事業（吉野川処理区）
河川改修	紀の川（吉野川）（直轄）



(2) 五條市の上位・関連計画

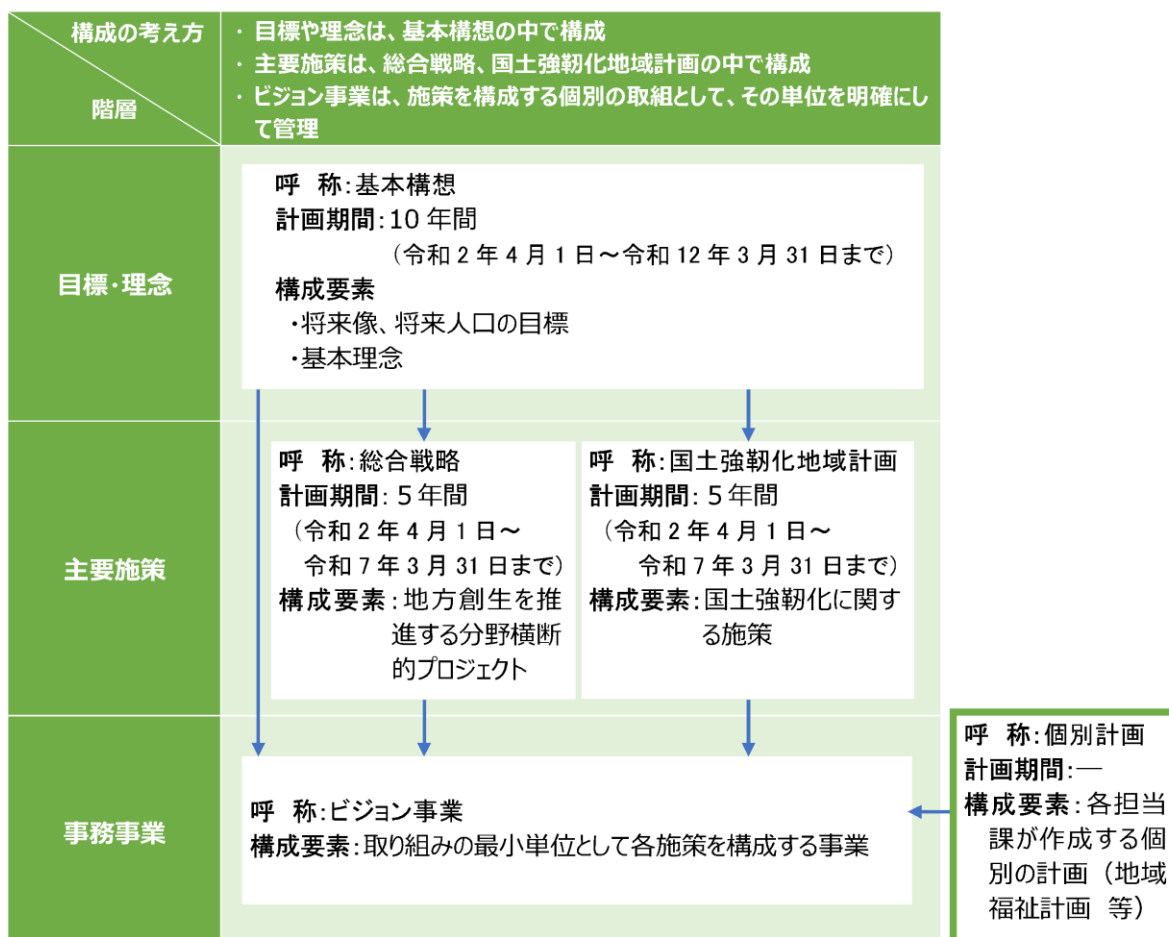
1) 五條市ビジョン（令和2年3月）

五條市ビジョンは、本市のまちづくりの最上位計画として、まちの将来像や各行政分野の施策の方向性、地方創生に関する分野横断的な取り組みを示すものとしします。

具体的には、五條市ビジョンは以下に示す3層構造で構成するものです。

- (1) 中長期的な将来像や将来人口、基本理念を示す「基本構想」
- (2) 地方創生を推進する分野横断的プロジェクトを位置づける「総合戦略」及び国土強靱化に関する施策の指針となる「国土強靱化地域計画」
- (3) 基本構想、総合戦略、国土強靱化地域計画に基づき、各課が取り組む「ビジョン事業」

以下に概要（抜粋）を整理します。



## 1. 基本構想

### ①将来像

本市は、古より五つの街道が交わる交通の要衝であるとともに、道だけでなく、人や文化の交わりも生まれるまちであったことから「五條市」となったという説があります。

紀伊半島のほぼ中心、さらに、金剛、吉野、高野の真ん中に位置し、道を通して、奈良、伊勢、大阪、和歌山・高野、十津川・熊野などの各方面と「つながる」ことにより、かねてより南部地域の中心的役割を果たしてきました。

京奈和自動車道が供用され、広域的なネットワークがさらに強化されようとする今、このような本市のまちの歴史や特性を強みにとらえ、市内外の人や資源との連携をさらに深めながら、地域の可能性、民間事業の可能性を最大化していくことが求められています。

そこで、本市のまちの将来像を

**「五條」ひと・みちが交わり、新たな価値が生まれるまち**

と定めます。

五條市の地域の宝、そしてそれらを大切にしながら生活する人々の思いをつなげ、新しい価値を創造し、それを本市のブランドとして発信することで、市民の本市への愛着、そして地域の経済力を継続的に高めていきます。

### ②基本理念

本市のまちづくりにおける基本理念としては、「五條」になぞらえて、次の五つを定めます。一般的には、「条」の表記を使用しますが、五條市ビジョンでは、市名に敬意を表すとともに、ひと・みちが交わる「五條」という市の将来像を基本理念にも表現するために、「條」の表記を使用することとしました。

#### 第一條 子どもを育てたいまちをつくる

本市で子どもを育てたいと感じてもらえるまちとなるよう、幼保一元による子育て環境の充実に加え、特色ある学校教育に力を入れ、新婚世帯や子育て世帯を呼び込みます。

さらに、本市で生まれ育った子ども達が、人や地域とのつながりを大切に、自らのふるさとへの愛着を持って成長するまちづくりをめざします。

**第二條 安心して定住できるまちをつくる**

市内各地で人口減少と高齢化が進む中、安心して暮らし続けられるまちとなるよう、医療・福祉、上下水道といった日常的な生活サービスを安定的かつ効率的に提供できる体制を整えます。また、近年頻発する集中豪雨等による災害に強いまちとなるよう、ハード、ソフト両面から防災体制を整えます。

さらに、各地の地勢的条件や住宅地としての特徴に応じて、良好で多様性のある住宅をストックとして維持し、様々な価値観を持った人々の移住の受け皿として活用します。

**第三條 地域資源を活かした産業のまちをつくる**

産業の面で持続的に発展し続けるまちとなるよう、本市産の農林産物や加工品をはじめ、市内の事業者が生産・製造・提供する製品にブランド力を持たせ、市外からの消費を呼び込み、地域内経済を循環させる仕組みをつくります。

また、広域交通網の拡大や外国人観光客の増加といった機会を活かし、観光・交流を目的に本市を訪問、滞在する人を増やすため、本市特有の歴史や自然資源の持つ魅力に磨きをかけます。

**第四條 南部地域の交流拠点となるまちをつくる**

五つの街道を通して、人々の交流・交易の拠点として発展してきた歴史的背景を踏まえ、これからの時代においても、本市は南部地域の交流拠点としてのアイデンティティを発揮し続けるまちづくりを進めます。

そのため、文化・スポーツ等において広域の拠点としての機能を発揮する施設の整備に加え、道路・公共交通等の広域交流に必要な交通環境の充実、さらには、Society 5.0といった未来社会に向けた新たな情報社会への対応を進めます。

**第五條 すべての人が社会参加するまちをつくる**

本市で生活するすべての人が、地域コミュニティ活動や、行政の政策立案・実践の各段階における参画が行えるまちとなるよう、様々な行政情報の提供や活動の場づくりを進めます。

また、公共施設は計画的に建替えや改修を進め、ライフサイクルコストを低減しながら行政運営の効率化をめざします。

**2. 国土強靱化地域計画****①地域強靱化を推進するうえでの基本的な方針**

本市の強靱化を進めるうえで、国土強靱化の理念を踏まえ、「基本計画」において定められている、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興、国際競争力の向上等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な地域づくりについて、伊勢湾台風や紀伊半島大水害など過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の基本的な方針に基づき地域強靱化を推進します。



## (1) 地域強靱化の取り組み姿勢

- i 本市の強靱化を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から分析し、取組にあたる。
- ii 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたる。
- iii 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高める。

## (2) 適切な施策の組み合わせ

- i 災害リスクや地域の状況等に応じて、施設の整備や耐震化等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進する。
- ii 「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、国、地方公共団体、市民及び事業者等が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- iii 非常時だけでなく、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

## (3) 効率的な施策の推進

- i 市民の需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- ii 限られた資金を最大限に活用するため、民間資金の積極的な活用を図る。

## (4) 地域の特性に応じた施策の推進

- i 人のつながりやコミュニティ機能を向上させ、各地域において強靱化を推進する担い手が活動できる環境整備に努める。
- ii 女性、高齢者、子ども（乳幼児）、障害者及び外国人等に十分配慮する。
- iii 地域の特性に応じて、環境との調和や景観の維持に配慮するとともに、自然との共生を図る。

### 3. ビジョン事業

#### ① ビジョン事業とは

五條市ビジョンにおける各「條」は、地域の課題から生まれた「目指すべき将来像」を示すことから、ビジョン事業はその将来像の実現に向けて取り組むべき事業と位置づけられます。

ビジョン事業は、「リーディング事業」と「基盤事業」で構成します。

#### 「リーディング事業」

ビジョン事業の中でも各條の主要な事業をリーディング事業として位置づけられます。

#### 「基盤事業」

基盤事業は五條市ビジョンを進めるための基礎となる事業と位置づけ、原則すべての政策的事業を対象とします。

〇まちづくりの体系とビジョン事業の関係性



序章

**1章**

2章

3章

4章

5章

6章

7章

## 4. 総合戦略

### ①計画の位置づけ

本市においては、国が定めた「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略」、並びに「奈良県地方創生総合戦略」を踏まえ、平成27年10月に「五條市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、五條市の地方創生の推進に向けて取り組んできました。

今回、総合計画と総合戦略を一体の計画として「五條市ビジョン」を策定いたしますが、「まち」「ひと」「しごと」の創生に向け、官民連携により、分野横断的に取り組む具体的なプロジェクトを「総合戦略」として位置づけることとします。

### ②計画の基本目標

五條市総合戦略は、総合計画と一体の計画（五條市ビジョン）として、市のめざす方向性を示すものです。そのため、五條市総合戦略の基本目標は、国の4つの基本目標を踏まえ、総合計画の基本理念と同じものを設定します。

第五條については、これら基本目標を下支えするものとして位置づけます。第三條と第四條については、特に相互連携に留意して取り組むものとしします。

国の基本目標	五條市の基本目標
若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	第一條 子どもを育てたいまちをつくる
時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する	第二條 安心して定住できるまちをつくる
地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする	第三條 地域資源を活かした産業のまちをつくる
地方への新しいひとの流れをつくる	第四條 南部地域の交流拠点となるまちをつくる

下支えするものとして位置づけ

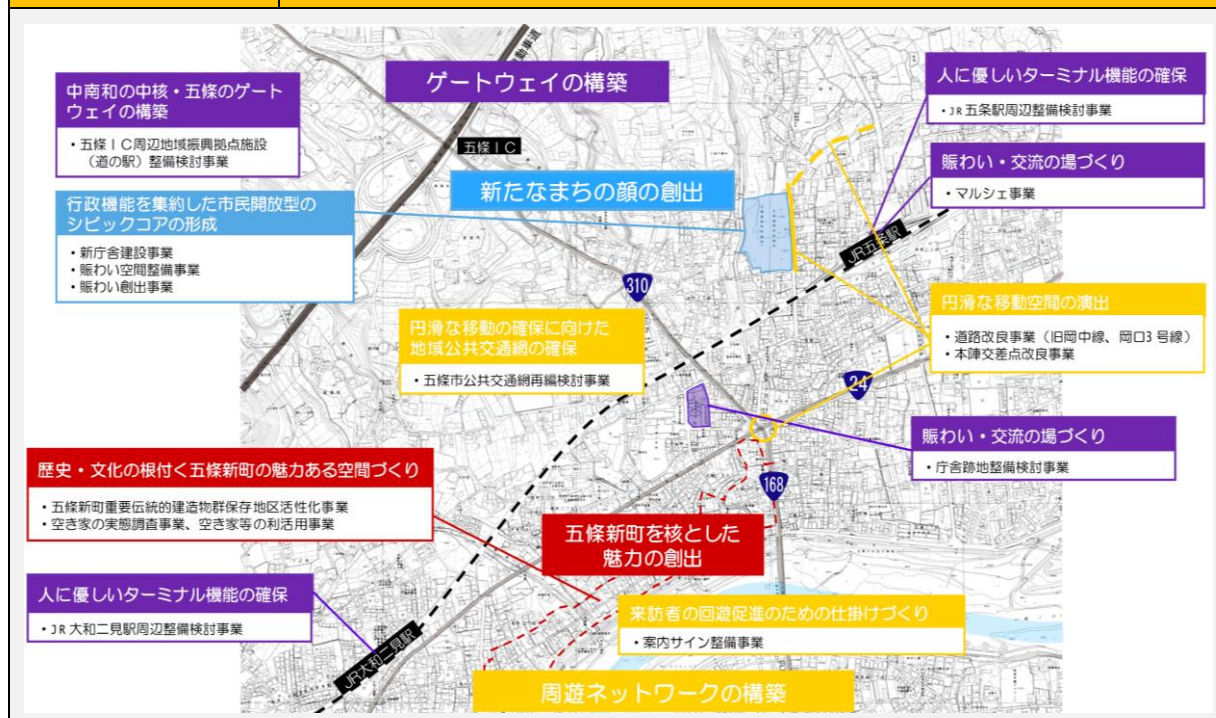
第五條 すべての人が社会参加するまちをつくる



2) 県と五條市とのまちづくり連携協定

2-1) 五條中心市街地地区まちづくり基本計画（平成30年1月）

まちづくりテーマ	新たな中南和の玄関口の顔づくり
①ゲートウェイの構築	京奈和自動車道五條ICやJR 五条駅等交通拠点において、インバウンドを含む広域観光客を呼び込む奈良県の中南和の玄関口とともに五條のゲートウェイの構築をめざす。
②新たなまちの顔の構築	点在する公共施設を集約し公共施設の利便性を向上させることにより、新たな中心・商業業務地の形成をめざす。
③五條新町を核とした魅力の創出	五條を代表する五條新町における古の五條を体感できる環境づくりをはじめ、市民及び来訪者が憩える空間づくり、吉野川に触れ合う空間づくりとともに、商店街の賑わいづくりを合わせて行うことにより五條新町を核とした魅力の創出をめざす。
④周遊ネットワークの構築	来訪者の周遊促進に向けて、一時的な滞在ではなく長時間滞在してもらえよう、案内サインの整備や誰もが安心して移動できる公共交通サービスの充実による、周遊ネットワークの構築をめざす。



2-2) 五條病院周辺地区まちづくり基本構想（平成28年2月）

まちづくりテーマ	健康・長寿のまちづくり・五條に住まう人づくり	
取組み テーマ	五條病院周辺	医療・介護・保健機能の強化、地域ぐるみの健康増進への取組み強化
	五條市立県立五條高校賀名生分校周辺	農業の担い手育成、中心市街地との連携及び世代間交流による定住促進

2-3) 五條西地区のまちづくりについて（平成29年7月）

まちづくりコンセプト	「防災力の向上」と「ヒト・モノ・カネの流入」による地域の活性化	
取組み テーマ	防災力の向上	大規模防災拠点の整備、陸上自衛隊駐屯地の誘致、防災強化施設の整備
	ヒト・モノ・カネの流入	スポーツを通じた地域の活性化、産業・雇用の創出・交通アクセス強化

### 3) 五條市立地適正化計画（平成30年3月）

都市再生特別措置法が改正され、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、平成26年8月に「立地適正化計画」が制度化されました。五條市立地適正化計画は、「五條市まち・ひと・しごと創生総合戦略」「五條市都市計画マスタープラン」等の上位計画や、「五條市地域公共交通網形成計画」等の関連計画と整合を図りながら、本市の特性に応じた持続可能な都市構造の構築及び、誰もが安心して暮らせる快適な生活環境の実現に向けて、居住誘導区域、都市機能誘導区域及び誘導施設の設定、公共交通ネットワークとの連携等によるまちづくりの方針等を具体的に示すことを目的に策定しました。

○計画の目標年次：令和21年（2040年）

○計画の対象区域：都市計画区域（本市の大深町、田殿町、樫辻町、阪合部新田町、西吉野町、大塔町を除いた区域）

#### ①基本理念

## 都市機能の集約・再編を核とした

## 健康で賑わいあふれるまち 五條

本市では、人口の増加や企業誘致を目指し、新たな市街地を郊外に求めるまちづくりを進めてきました。今後も厳しい財政状況、人口減少・少子高齢化の急速な進展が見込まれる中、持続可能な都市の形成に向けて、市域全体に大きな影響力を持つ中心都市拠点（JR 五条駅・JR 大和二見駅・五條病院周辺）に複合的な都市機能の集約・再編を核としつつ、地域の魅力を高めることで居住機能を誘導するとともに、コミュニティバス等の地域公共交通の利便性を高め、過度に自家用車に頼らずに移動できる誰もが健康・長寿に暮らせるまちづくりを進めます。

また、地域コミュニティ拠点（田園・JR 北宇智駅周辺）では、地域特性を踏まえた拠点づくりを進めるとともに、公共交通による拠点間のネットワークの強化を図り、拠点連結型のまちづくりを進めます。

#### ②まちづくりの基本方針

##### 【まちづくりの基本方針Ⅰ】

施設の集約・再編による中心市街地の活力の増進

##### 【まちづくりの基本方針Ⅱ】

拠点を連結する公共交通網の再編を軸とした移動手段の確保

##### 【まちづくりの基本方針Ⅲ】

子育て世代の就労支援と、金融機関と提携した住宅取得施策の強化

### ③将来の都市構造

都市計画マスタープランの“高度化版”である立地適正化計画では、集約型・連鎖型都市構造を土地利用方針とする五條市都市計画マスタープランで描く、都市の将来構造を踏まえつつ、4つの拠点と、3つの居住区域を設定します。また、これら拠点や居住区域地域公共交通等により結び付け、コンパクトシティの実現をめざします。

#### ●拠点

	整備の方向性
中心都市拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市のみならず、南和地域の玄関口として、五條市新庁舎をはじめ、医療、福祉、商業、文化、交通結節点などの複合的な都市機能の充実を目指します。</li> <li>南和医療圏の機能再編に伴う医療・福祉サービス水準を維持・向上させ、誰もが健やかに暮らせる居住環境や医療・福祉環境の充実を目指します。</li> </ul>
地域コミュニティ拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心都市拠点や産業拠点との役割分担と公共交通による連携強化を図りつつ、現状のコミュニティの維持・保全に向け、多様化する住宅ニーズに応じた居住環境の形成を目指します。</li> </ul>
産業拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>「京奈和自動車道」の開通を契機とした工業団地への企業誘致を図るとともに、産業の育成と就業場所の拡充を目指します。</li> </ul>
産業拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>「京奈和自動車道」による人の流れの変化に備え、観光施設の魅力や価値を高めるとともに、本市の魅力を発信する場としての取り組みを目指します。</li> <li>来訪者が本市の魅力を体感し、再来意向を高めるとともに、来訪者の増加による移住・定住人口の増加を目指します。</li> </ul>

#### ◆まちなか居住区域

定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>JR 五条駅、JR 大和二見駅、五條病院を半径 800m圏域に含まれ、かつ、日常生活サービス施設が充実した区域</li> </ul>
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>五條新町伝統的建造物群保存地区等の歴史資源と調和を図りつつ、「特定空き家等」の対策を推進することで、まちなかを再生し、居住の誘導を図ります。</li> <li>吉野川沿岸部の浸水が想定されている区域についても、ハード・ソフト対策による防備を進め、誰もが安心・安全に暮らせる居住地の確保に努めます。</li> </ul>

#### ◆郊外居住区域

定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>田園や JR 北宇智駅周辺の居住地</li> </ul>
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道をはじめとする公共交通の維持・向上を図り、中心都市拠点へのアクセス性を高めることで、住環境の維持・保全に努めます。</li> </ul>

#### ◆郊外集落区域

定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>なつみ台や市街化調整区域等の集落</li> </ul>
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊かな自然環境や、農業等の生産基盤を保全しつつ、西吉野支所、大塔支所やコミュニティセンター等の公共・公益施設や、道の駅「吉野路大塔」をはじめとした観光施設を中心に地域コミュニティの維持・保全に努めます。</li> <li>地域や民間活動と共同しつつ、戦略的に地域の公共交通（コミュニティバス・デマンド型乗合タクシー事業等）の確保に努めます。</li> </ul>



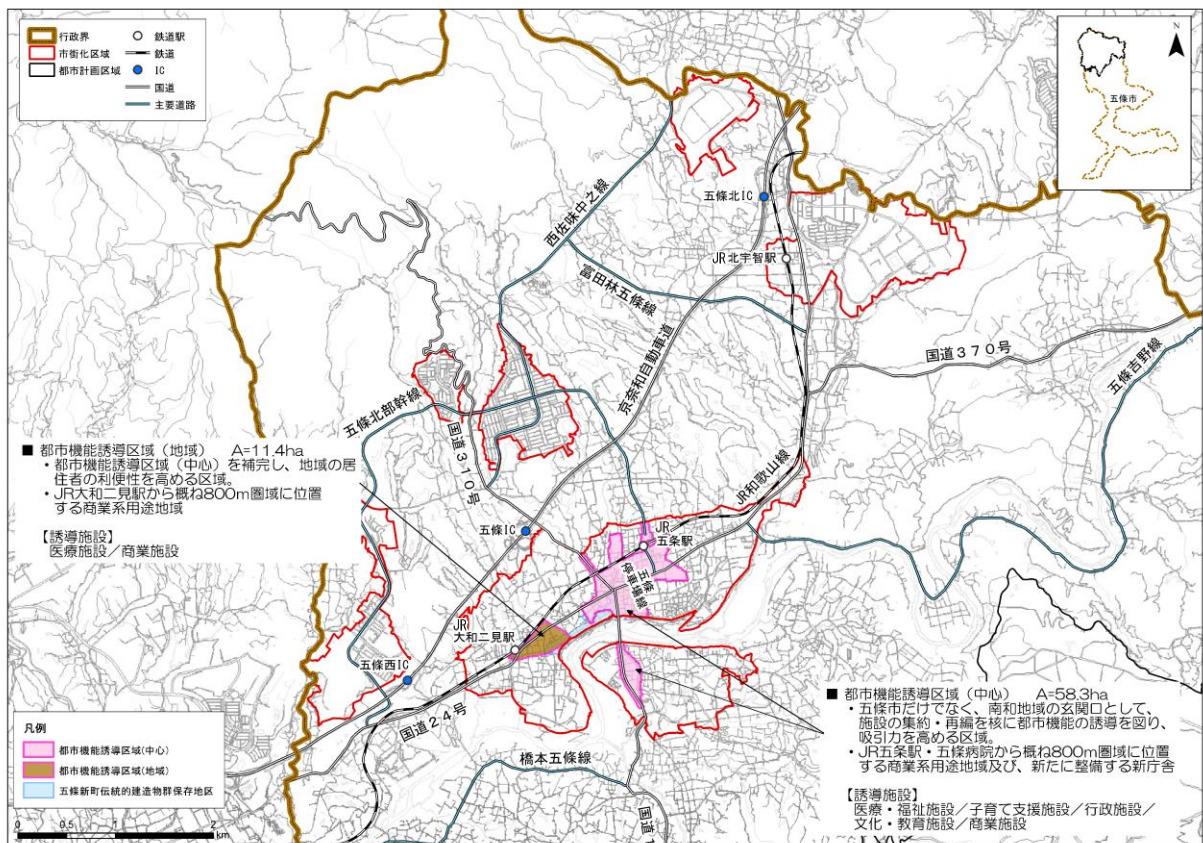
## ○都市機能誘導区域

中心都市拠点に位置づけたJR五条駅等、JR大和二見駅及び五條病院周辺に位置する商業系用途地域を都市機能誘導区域に設定。また、JR五条駅周辺に整備を進める五條市役所（旧五條高校跡地）についても、都市機能誘導区域に設定します。ただし、「五條新町地区」は都市機能誘導区域に含めず、本市の重要な観光資源の一つとして、周辺の建物等と調和した観光施設の誘導を図り、本市の魅力を発信する区域をめざします。

### 都市機能誘導区域

都市機能誘導区域（中心）：JR 五条駅・五條病院周辺・新庁舎（旧五條高校跡地）

都市機能誘導区域（地域）：JR 大和二見駅周辺



## ●届出制度

都市機能誘導区域外の区域で、誘導施設に対する以下の行為を行おうとする場合には、原則として、市への届け出が義務づけられています。（都市再生特別措置法第108条第1項）

＜開発行為＞誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

＜建築行為＞誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合

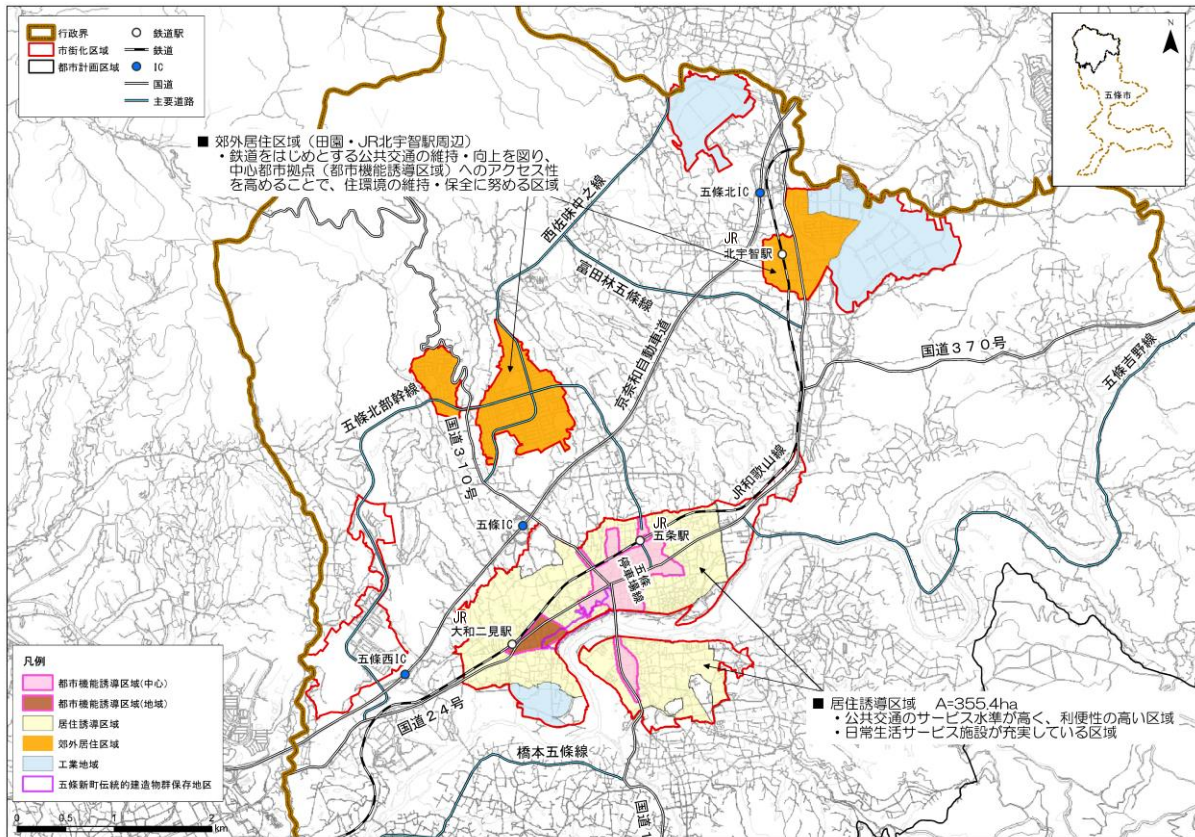
建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合

建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

○居住誘導区域






日常生活サービス施設（商業・医療・福祉施設）が充実した区域であり、かつ、鉄道駅（JR五條駅・JR大和二見駅）や、新たな交通拠点の形成を目指す市役所・五條病院から概ね半径800mの範囲とします。

具体的には、3つに区分した居住地の内、「まちなか居住区域」を居住誘導区域として設定します



●届出制度

居住誘導区域外の区域で、以下の行為を行おうとする場合には、原則として、市への届け出が義務づけられています。（都市再生特別措置法第88条第1項）

○開発行為	○建築等行為
<p>① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為</p> <p>② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1000㎡以上のもの</p> <p>③ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為（例えば、寄宿舎や有料老人ホーム等）</p> <p>①の例示 3戸の開発行為 <span style="background-color: #92d050; border-radius: 50%; padding: 2px;">届</span> </p> <p>②の例示 1,300㎡ 1戸の開発行為 <span style="background-color: #92d050; border-radius: 50%; padding: 2px;">届</span> </p> <p>800㎡ 2戸の開発行為 <span style="background-color: #92d050; border-radius: 50%; padding: 2px;">不要</span> </p>	<p>① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合</p> <p>② 人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合（例えば、寄宿舎や有料老人ホーム等）</p> <p>③ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等(①、②)とする場合</p> <p>①の例示 3戸の建築行為 <span style="background-color: #92d050; border-radius: 50%; padding: 2px;">届</span> </p> <p>1戸の建築行為 <span style="background-color: #92d050; border-radius: 50%; padding: 2px;">不要</span> </p>

届け出が必要となる対象行為



#### 4) 五條市地域公共交通網形成計画（平成 29 年 7 月）

五條市地域公共交通網形成計画は、公共交通の現況、問題点、課題を踏まえ、まちづくりがめざす将来像を実現していくために、今後5年間の公共交通のあり方を法律に基づき取りまとめたものです。

○計画期間：平成29年度（2017年度）～令和3年度（2022年度）

○将来像と基本方針

##### ① 地域公共交通の将来像

市内・市外を問わず、様々な人が交流する拠点と連携できる交通環境と交通弱者の移動機会の創出による活弁な社会生活を送れる交通環境を目指し、市の活力を支える公共交通網を目指す

##### ② 基本方針

①南和地域の交流拠点となる施設と連携したネットワークの構築

②地域特性に応じた、地域公共交通の維持及び利便性の向上

③市民が一体となった公共交通の育成

